
中世初期の法テキストの「考古学」

——『サリカ法典』——*

エチエンヌ・ルナール

〈ナミュール大学 (F.U.N.D.P.)〉

「百年戦争」を導くことになった2人のフランス王位請求権者間の争いで道具として用いられたことで周知されるサリカ法典には、「フランク王国」*regnum Francorum*と不可分の長く複雑な歴史があります。その最古の諸版は法典の形をとって、条項は65の節もしくは「章」にまとめられています。『サリカ法協約』*Pactus legis Salicae*¹と題されているこの「古部」*pars antiqua*は直ちに、伝統的に「カピトゥラリア」と呼ばれている一連の作者不詳の措置によって補われました。これらカピトゥラリアは、決定版において66章から78章として収録されています²。早くもクロヴィスの息子キルデベルト1世の治世(511～558年)から、国王の勅令、とりわけキルデベルト1世とクロタール1世による「平和協約」*Pactus pro tenore pacis*によって補われたり修正されたりしました³。これらの勅令のいくつかは、写本においてサリカ法典に続いて書き写されています。この法の「修正」は7世紀の間に少なくとも一度、アウストラシア王キルデリク2世がネウストリアとブルグンディアを奪取した(673年)後すぐに行われました⁴。『サリカ法協約』、付加勅令ならびにキルデベルト1世、クロタール1世、キルペリク1世の勅令が、100章に区分された法令集の形で改訂されたのは、ピピン短軀王の治世、763年もしくは764年のことでした⁵。この100章版サリカ法典は、おそらく798年にシャルルマーニュによって僅かな手直しを経て再び公布されました(『修正版サリカ法典』*Lex salica emendata*)。最後に、シャルルマーニュは802年もしくは803年にサリカ法典の二度目の修正を行わせています。その主要な目的は『サリカ法協約』のラテン語の改善にあったようで、『協約』に加えて、ただ

* フランス語版は近々に *Bibliothèque de l'École des Chartes* に掲載される予定である。

- 1 この史料に関心を有する歴史家や文献学者の大半がこの名称を採用した。H. NEHLSSEN, *Zur Aktualität und Effektivität germanischer Rechtsaufzeichnungen*, in P. CLASSEN (éd.), *Recht und Schrift im Mittelalter*, Sigmaringen, 1977 (Vorträge und Forschungen, 23), p. 454は、それが2つの写本(A1, C5)の目次の冒頭にしか見られないのを理由に、異議を唱えている。しかしこの名称は、もともとの立法集成の成立方法を明示してくれるように思われる。R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica*, in *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, t. II, Berlin, 1972–1978, col. 1950 («Konsensgesetzgebung»); O. GUILLOT, *La justice dans le royaume franc*, in *La giustizia nell'alto medioevo (secoli V–VIII)*, Spoleto, 7–13 aprile 1994, Spolète, 1995 (Settimane di studio del centro italiano di studi sull'alto medioevo, 42), p. 663–665, 682–684; ID., *Clovis, le droit romain et le pluralisme juridique : aux origines du « monde franc »*, in H. VAN GOETHEM, L. WAELEN et K. BREUGELMANS (dir.), *Libertés, pluralisme et droit : une approche historique. Actes du colloque de la Société d'histoire du droit, Anvers, 27–30 mai 1993*, Bruxelles, 1995, p. 68–69.
- 2 *Pactus legis Salicae*, éd. K. A. ECKHARDT, Hanovre, 1962 (M.G.H. Legum sectio I : Leges nationum Germanicarum, IV/1), p. 238–250. 以下の行論では、65章版の法典からの引用は、例外的に他の刊本を用いる場合を除いて、この刊本に基づく(『Pactus』と略記)。
- 3 R. SCHMIDT-WIEGAND, *Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica*, repris in ID., *Stammesrecht und Volkssprache : ausgewählte Aufsätze zu den Leges barbarorum. Festgabe für Ruth Schmidt-Wiegand zum 1.1.1991*, éd. D. HÜPPER et C. SCHOTT, Weinheim, 1991, p. 7.
- 4 『レウデガリウス伝』*Passio Leodegarii* に記されている。*Passio prima Leodegarii ep. Augustodunensis*, c. 7, éd. B. KRUSCH, Hanovre — Leipzig, 1910 (M.G.H. Scriptores rerum Merovingicarum, V), p. 289; URSINUS, *Passio secunda Leodegarii ep. Augustodunensis*, c. 5, *ibid.*, p. 328. Cf. I. N. WOOD, *The Merovingian kingdoms, 450–751*, Londres — New York, 1994, p. 113.
- 5 *Lex Salica*, éd. K. A. ECKHARDT, Hanovre, 1969 (M.G.H. Legum sectio I : Leges nationum Germanicarum, IV/2). 100章版(D)のこの年代比定に異議を唱えるのは、R. SCHMIDT-WIEGAND, *Die kritische Ausgabe der Lex Salica — noch immer ein Problem ?*, in *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung*, 76 (1959), p. 301–319.

あれこれのカピトゥラリアしか含んでいません（70章からなる『カロリナ版サリカ法典』*Lex salica Karolina*）。これら修正版は、より古いヴァージョンのテキストが流通し続けるのを妨げませんでした⁶。

150年前から数多くの研究が捧げられてきたにもかかわらず、サリカ法典の生成はなお十分に解明されていません。原初テキストである『サリカ法協約』、この65章からなる法典の射程はいかほどのものであったのか。それはいつ、どのようにして、いかなる具体的なコンテキストにおいて成立したのでしょうか。

この作業は、現存する最古の諸写本のうち8世紀半ば以前に遡る写本は一つもなく⁷、どれ一つとして原初テキストの忠実なイメージを伝えてくれないし⁸、多様なヴァージョンで伝わるテキストは知られるフランク王に全く言及していないから、なおさら困難です。たしかに第三書の跋文は最初の78章を「最初のフランク王」*primus rex Francorum*に帰しており、伝統的にこの王はクロヴィスと見なされてきました。しかし、この跋文は続いて、クロヴィスの息子であるキルデベルトが78～83章を付加するために、かなりの時間が経過した後に（*post multum autem tempus*）介入したと記しているのです⁹。なぜ「最初のフランク王」の名前は記されていないのか。作者がクロヴィスを念頭に置いていたとしたら、なぜその息子の介入が「かなりの時間が経過した後に」なされたと記しているのでしょうか。この跋文は、刊本の註解を信じるなら、2つの写本にしか含まれていないようです。それは752～768年に書かれたと考えられていて、メロヴィング朝初期におけるサリカ法典の歴史に有する意義はきわめて疑わしいのです¹⁰。

にもかかわらず、サリカ法典をシャルル禿頭王の治世に作られた偽文書とする Simon Stein のテーゼ¹¹が論駁されて以来、またカール・アウグスト・エックハルトによる校訂版の出版以来、専門家たちは一致して『サリカ法協約』の成立をクロヴィスの治世末期、すなわち507～511年の間に位置づけてきました¹²。全員に共有されているように見えるこの見解を混乱させた数少ない研究者の一人、フランス人歴史家ジャン＝ピエール・ポリーは『協約』の短い序文にもとづいてこの問題を再検討しました¹³。法典成立の時期と状況

6 これらすべてについては、R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica* (註1に引用), col. 1949–1953; ID., *Lex Salica*, in *Reallexikon der germanischen Altertumskunde*, t. XVIII, Berlin — New York, 2001, p. 326–332 参照。サリカ法典に関する重要な参考文献と研究史の整理をそこに見いだすことができよう（同じく、C. SCHOTT, *Der Stand der Leges-Forschung*, in *Frühmittelalterlichen Studien*, 13, 1979, p. 29–55 も参照）。

7 *Pactus legis Salicae*, éd. K. A. ECKHARDT [1962], p. XI–XXVII.

8 本当に原初テキストが存在したとしてのことである。エックハルトによる原初テキストの復元はとりわけ以下の研究によって問題視されている。R. SCHMIDT-WIEGAND, *Die kritische Ausgabe der Lex Salica...* (註5に引用), ならびに A. C. MURRAY, *Germanic kinship structure. Studies in law and society in Antiquity and the early Middle Ages*, Toronto, 1983 (Pontifical institute of mediaeval studies. Studies and texts, 65), p. 120–127.

9 *Pactus legis Salicae*, éd. K. A. ECKHARDT [1962], p. 253. 79～83章を構成するのは *Decretio Childeberti* であり、この勅令は「平和協約」の最初の部分をなす。

10 現在知られているような跋文の写本伝来と成立年代については、*ibid.*, p. 253. 同じく、J.-P. POLY, *La corde au cou. Les Francs, la France et la loi salique*, in *Genèse de l'État moderne en Méditerranée : approches historique et anthropologique des pratiques et des représentations. Actes des tables rondes internationales tenues à Paris les 24, 25 et 26 septembre 1987 et les 18 et 19 mars 1988*, Rome, 1993 (Collection de l'École française de Rome, 168), p. 292–293, et R. SCHMIDT-WIEGAND, *Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica* (註3に引用), p. 9–10. 跋文の価値については、R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica* (註1に引用), col. 1959, ならびに専門家たちの多様な見解の総合を提案する I. WOLL, *Untersuchungen zu Überlieferung und Eigenart der Merowingischen Kapitularien*, Francfort, 1995 (Freiburger Beiträge zur mittelalterlichen Geschichte, 6), p. 65–66 参照。

11 S. STEIN, *Lex Salica*, in *Speculum*, 22 (1947), p. 113–134 et 395–418.

12 K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae, I : Einführung und 80 Titel-Text*, Göttingen, 1954, p. 177–207; R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica* (註1に引用), col. 1949–1950; A. C. MURRAY, *Germanic kinship structure...* (註8に引用), p. 120; E. EWIG, *Die Merowinger und das Frankenreich*, Stuttgart, 1988, p. 30; O. GUILLOT, *Clovis, le droit romain...* (註1に引用), p. 66–69. しかし、根拠は異なる。R. SCHMIDT-WIEGAND, *Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica* (註3に引用), p. 1–38 は、1950年以前に提出された諸仮説を整理している。

13 J.-P. POLY, *La corde au cou...* (註10に引用). 異なる見解を十分な論拠をもって提示する唯一の研究は、ヘルマン・ネールゼンのそれであり、彼は基本的に奴隷制に関わる諸規定を検討したが、自身の見解を総括してはいない。H. NEHLSSEN, *Sklavenrecht zwischen Antike und Mittelalter. Germanisches und römisches Recht in den germanischen Rechtsaufzeichnungen*, t. I, Göttingen — Francfort — Zürich, 1972 (Göttinger Studien zur Rechtsgeschichte, 7). 彼は、最古と見なされている形態の『協約』(写

とを明確にするのを助けてくれるような主要な手がかりを検討する前に、ポリーの議論を仔細に検討することが重要でしょう。

350～353年に作成された軍事法規か

『協約』の短い序文は、法典の生みの親をライン川の彼方に位置する3つの集落 villa の4人の「選ばれた男たち」(electi viri) に帰しています¹⁴。ポリーは、多かれ少なかれ変形した名前で現れるこれらの人物を、篡奪帝マグネンティウス(350～353年)の取り巻きの中にいた4人のフランク人将校に、3つのヴィラを現フランドル地方の集落に同定するよう提案しています¹⁵。彼によれば、最初の44章からなる『協約』の中核部分は、5世紀に手直しされた箇所もあるかも知れないが、基本的に4世紀に遡るものです。それはもともと軍政上の法規であり、ガリア北部のフランク人降伏者(もしくはラエティ)、とりわけそこに定住する許可を得たばかりのサリ人達をより良く統治するための「与えられた法」lex data であり、原初テキストは、想定される重罪や軽罪一つひとつに一定額の賠償を課すことで復讐の連鎖を断ち切ることを目的としていたと主張しています¹⁶。事実、オリヴィエ・ギヨが明らかにした pactus という言葉の意味はそこにあります。すなわち、それは適法な平和の体制(ローマ法における「協約」)を制定するものであり、より特定して私的な戦争と復讐というゲルマン人の慣習を抑制するために定められました¹⁷。ポリーによれば、『協約』の45～65章は、一連の付加のうち最初になされたものです。これらの章の多く(21章のうちの12章)は、フランク社会における家族的、宗教的、軍事的慣習に反する重大な違反に関わっており、フランク人の勢力拡大に伴って生じた深甚な社会変動を考慮に入れたものとされています¹⁸。

ポリーの想定する『協約』の生成は一見したところ魅力的ですが、根拠を欠いています。採用されている

本系統AとC)が、クロヴィスの治世、さらには5世紀にまで遡る要素を含みながらも、クロタール2世の統一王国(596～629)以前には遡らないことを確信しているようである(*ibid.*, p. 255, 301–302, 316...)。同じく一般に認められた成立年代を採用しないイアン・ウッドの特殊な立場については、のちにコメントする(内在的特徴II)。

14 *Placuit auxiliante Domino atque conuenit inter Francos atque eorum proceribus, ut pro seruandum inter se pacis studium omnia incrementa rixarum rescare deberent, et quia ceteris gentibus iuxta se positus fortitudinis brachio prominebant, ita etiam eos legali auctoritate praecellerent, ut iuxta qualitate causarum sumerent criminalis actio terminum. Extiterunt igitur inter eos electi de pluribus uiri quattuor his nominibus : Wisogastus, Arogastus, Salegastus et Widogastus (in uillas quae ultra Rhenum sunt : in Bothem, Salehem et Widothem), qui per tres mallos conuenientes omnes causarum origines sollicitè discutientes, de singulis iudicium decreuerunt hoc modo.* (K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae* [1962], p. 2–3に復元された短い序文)。

15 J.-P. POLY, *La corde au cou...* (註10に引用), p. 292–296. Bothem は [Sint-Martens-] Bodegem であり、Salehem は現在の集落 Zelem に、Widothem はベルギーのリンブルフ州の Wittem に当たるとされている。

16 *Ibid.*, とりわけ p. 305–306, 314–317. ポリー教授は2006年までこの解釈に固執していた。本稿がすでに完成していたときに出版された、はるかに論証の程度が低い論文の中で彼は次のように書いている。「4世紀ローマ帝国の枠組みで『サリカ法協約』が形成されたことは、今日ではほぼ認められているように思われる。しかし、……そのときに結ばれた協約は文書ではなく、慣習となっていた賠償の義務的性格と復讐の止揚についての口頭による合意であった」。「5世紀にサリカ法典が文字化されたとき、それはなお……350～353年の暴動の際に結ばれた口頭の協約に基づいていた。この合意は原則のみを対象としていたのではなく、主要な事件に関する罰金を明確に定めたものである……。5世紀のテキストにおいて「最初の王」が、64章に分けられたこれら慣習法の条文をラテン語で明瞭に記述させるとともに、成立時から時間が経過していたので、78章までの第二部においていくつかの規定を付加した」(J.-P. POLY, *Le premier roi des Francs. La loi salique et le pouvoir royal à la fin de l'Empire*, in G. CONSTABLE et M. ROUCHE, dir., *Auctoritas. Mélanges offerts à Olivier Guillot*, Paris, 2006, p. 97–128, ici p. 99 et 127–128)。ポリーはラテン語による作成をガリア軍司令官 Sigiswuld ——ポリーは法典の跋文に言及されている「最初のフランク王」と同一人物と見なしている——に帰していて、その時期を440年代初頭としている(*ibid.*, p. 127)。奇妙にも彼はこの新仮説を、彼自身が1993年に信用できないとしたテキストに基づかせている。「跋文に言及されている王は、6世紀の同類を映し出すに過ぎず、跋文が属する「王中心的な」伝統はおそらくこの時期以外には由来しない」(J.-P. POLY, *La corde au cou...*, p. 293)。

17 O. GUILLOT, *La justice dans le royaume franc...* (註1に引用), p. 676–685. 同じく ID., *Clovis, le droit romain...* (註1に引用), p. 67–69. S. KERNEIS, *Le pacte et la loi. Droit militaire et conscience franque à la fin de l'Empire romain*, in G. CONSTABLE et M. ROUCHE (dir.), *Auctoritas...* (註16に引用), p. 129–141.

18 J.-P. POLY, *La corde au cou...* (註10に引用), p. 314 et 317.

3つの地名同定のうちの2つが語源の水準で擁護できないことは確実です¹⁹、第三の地名の同定は、ポリーの考えに反して、『協約』の第47章が想定するサリカ法の適用領域の内部に全く確認されないのです²⁰。そもそも実在した地名の記憶をそこに求める必要があるでしょうか。これらの地名はこの法典の古い状態を記録するほぼすべての写本に欠けており、刊本編者はそれらを序文に付加された部分であると見なしています²¹、うち2つの地名は、『協約』の作者とされている人物のうち2人の名前がそうであるように（Salehem / Sale-gast, Wido-hem / Wido-gast）、人間環境（ゲルマン語の *salja*, *sali* は「広間、建物」と野生環境（ゲルマン語の *widu* は「木」）の象徴的な対比に基づいて構築されているのです。3つ目の地名については、現実の地名に相応する場所はなく、その折りに創案され、王の直接的な権威のもとに置かれた場所が帯びた特殊な法的資格を指し示しているように思われます²²。

4人の人物をローマ軍に仕えたゲルマン人将校とする同定も同じく説得力を欠いています。Wisogast と Gaiso、Salegast と Salia、Widogast と (Ne) Vitta とのあいだには、雲泥の差があります。また、ガイソがマグネンティウスの従者だったのはたしかですが、残る3人の将校をマグネンティウスとその陰謀とに結びつける客観的な要素は全く存在しません。さらにまずいことに、将校 Salla / Salia と (Ne) Vitta はフランク人ではないことが確実です。-a で終わる名前は東ゲルマン人に特徴的なのです²³。最も変形度の少ない名前を示し、379年か380年から皇帝軍のフランク人将校（「将軍」 *comes rei militaris* であろうか）として証明され、394年に自殺した Arogast / Arbogast ですら、一見したほど確実ではありません。この名前を持つ人物は他にも何人かいたからです²⁴。その上アルボガストは、387年もしくは388年から394年にかけて軍司令官と摂政の

19 *Bothem / Bothagm / Bodachaem* を [Sint-Martens-] Bodegem に、*Widothem / Widechagm* を Wittem に同定する見解である。この点については以後、問題点の整理を最近行った W. HAUBRICHS, *Namenbrauch und Mythos-Konstruktion. Die Onomastik der Lex-Salica-Prologe*, in U. LUDWIG et Th. SCHILP (éd.), *Nomen et Fraternitas : Festschrift für Dieter Geuenich zum 65. Geburtstag*, Berlin — New York, 2008 (Reallexikon der germanischen Altertumskunde : Ergänzungsbände, 62), p. 53–79, とくに p. 69–70 参照。

20 J.-P. POLY, *La corde au cou...* (註10に引用), p. 296 (ならびに註20) の考えに反して、自然境界として Carbonaria とリス川を挙げる『協約』の47章は、3つの地名の同定に関する彼の仮説を確認するのに役立たない。というのも、Carbonaria はアルデンヌの森と混同されないからである。この点については、次の文献を参照。R. NOËL, *Deux grandes forêts du nord de la Gaule franque : la Silua Arduenna et la Carbonaria*, in M. ROUCHE (dir.), *Clovis : histoire et mémoire*, t. I : *Clovis et son temps, l'événement*, Paris, 1997, p. 631–669。ポリーが同定した3つの場所のうち、シャルボニエールの森とリス川によって区切られる空間に位置するのは Bodegem だけである。また短い序文を伝える比較的遅い時代の2つのヴァージョン (K 33, K 65) にしか見られない一節、「ライン川の向こうにあるヴィラ」 *uillas quae ultra Rhenum sunt* を説明するために、次のような難解な仮説を作り上げる必要はなかったことを指摘しておこう。「8世紀の加筆者が、フランク人の土地がライン右岸にあり、フランク人にとってラインの彼方はガリア地方であった古き時代を想定していたことはありそうである」と、ポリーは書いている。J.-P. POLY, *La corde au cou...*, p. 295–296。より妥当に思われるのは、書記がこれら村落を同定できず、伝統的にフランク人の故地とみなされていたライン以東に位置すると想定したとする説明である (G. WAITZ, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, t. II/1, 3^e éd., Kiel, 1882, p. 123–124 がすでに指摘している。他方で、9世紀の第4・四半世紀の写本 K33 は、ランスのサン・レミ修道院で、写本 K65 は11世紀か12世紀に成立したとされている。Pactus legis Salicae, éd. K. A. ECKHARDT [1962], p. XX, XXIV)。

21 K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, I [1954], p. 167–169。

22 Cf. W. HAUBRICHS, *Namenbrauch und Mythos-Konstruktion...* (註19に引用), p. 59, 61, 69–72。

23 この点に注意を喚起してくれたハウプリクス教授に感謝する。Cf. M. SCHÖNFELD, *Wörterbuch der altgermanischen Personen- und Völkernamen nach der Überlieferung des klassischen Altertums*, Heidelberg, 1911, p. 197 (s.v. *Salia*), p. 172 (s.v. *Nevitta*), p. 92 (s.v. *Fravitta*)。

24 E. FÖRSTEMANN, *Altdeutsches Namenbuch*, t. I : *Personennamen*, 2^e éd., Bonn, 1900, réimpr. Munich, 1966, col. 143 ; W. HAUBRICHS, *Namenbrauch und Mythos-Konstruktion...* (註19に引用), p. 60。とりわけ、シドニウス・アポリナリスの書簡で知られ、471年か477年頃にトレヴェリの伯 come Trevirorum であったアルボガスト。J. R. MARTINDALE, *The prosopography of the later Roman Empire*, t. II, Cambridge, 1980, p. 128–129。なお M. HEINZELMANN, *Gallische Prosopographie 260–527*, in *Francia*, 10 (1982), p. 558 は、このアルボガストをここで問題となっている同名人物の孫と見ている。5世紀に司教を務めたひとり（あるいは複数）のアルボガストについては、L. DUCHESNE, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, t. II, Paris, 1910, p. 424–425 (5世紀のシャルトル司教 Arbogastus), t. III, Paris, 1915, p. 166, 171 (5世紀か6世紀のストラスブール司教 Arbogastes)。幾人かの歴史家は、シャルトル司教とトレヴェリ人の伯が同一人物であったと考えていて、この想定には全く根拠がないわけではない。ライン・フランク人の手に落ちた都市 [トリニア] から逃げたこの伯はガリア教会によって迎えられたとされているからである (É. DEMOUGEOT, *La formation de l'Europe et les invasions barbares*, t. II, Paris, 1979, p. 677–678)。

責務を引き受けており、彼が当時老人であったことを示す証拠はどこにもありません²⁵。そもそも、このフランス人中世史家が提示する見通しにしたがって、『協約』が350～353年にかけて、ともかくマグネンティウスの自殺の年であるとともに、その将校で、ポリーがヴィソガストと同一人物としたガイソの死亡年でもある353年以前に成立したとすれば、アルボガストはすでに40年も前にフランク人の間で傑出した地位——ラエティ管区の長官であろうか²⁶——を占めていたことになります。サリカ法について討議する (tractare) するために「多くの中から選ばれた4人」が、ラエティの集団を管理する将校たちであったとするならば、彼らはそうした人たちと称されたはずではないでしょうか。なぜ彼らは「選ばれた」electiとされているのでしょうか。最後に一点付け加えておきましょう。その後あえてローマの領土、トクサンドリアに定着することになった「サリ」フランク人の敗北と「降伏」(deditio)は、アンミアヌス・マルケリヌスとゾシモスによってはっきりと背教者ユリアヌスの治世、より正確に言えば、358年とされています。どうして、この日付以前に「サリ」フランク人のラエティ管区が存在し得たのでしょうか²⁷。

たとえこうした問題点を無視するとしても、『協約』の内部で、4世紀半ばという早い時期の成立年代のために引き合いに出しうる部分が序文のみであるという事実は変わりません。しかも序文の作成はおそらく6世紀末以前には遡らないのです²⁸。この文書の長い歴史とその写本伝来の状況に鑑みて、法典の生成を再

25 380年代以前の彼の経歴について証拠は残っていない。A. H. M. JONES, J. R. MARTINDALE et J. MORRIS, *The prosopography of the later Roman Empire*, t. I, Cambridge, 1971, p. 95–97; M. HEINZELMANN, *Gallische Prosopographie*..., p. 558.

26 これはポリーの仮説である。J.-P. POLY, *La corde au cou*... (註10に引用), p. 296.

27 AMMIANUS MARCELLINUS, *Rerum gestarum libri qui supersunt*, XVII, 8, 3–4, éd. et trad. G. SABBAH, t. II, Paris, 1970 (Coll. des universités de France), p. 60–61; ZOSIMUS, *Histoire nouvelle*, III, 6, éd. et trad. F. PASCHOU, t. II, Paris, 1979 (Coll. des universités de France), p. 16. おそらく2人ともアテネ人へのユリアヌスの書簡を知っていた (a° 361)。J. BIDEZ, *L'Empereur Julien : œuvres complètes*, I/1 : *Discours de Julien César*, Paris, 1932 (Coll. des universités de France), p. 226–227. この点については、次の研究を参照。M. SPRINGER, *Gab es ein Volk der Salier ?*, in D. GUEUENICH, W. HAUBRICHS et J. JARNUT (éd.), *Nomen et gens. Zur historischen Aussagekraft frühmittelalterlicher Personennamen*, Berlin — New York, 1997 (Reallexikon der germanischen Altertumskunde : Ergänzungsbande, 16), p. 60–66. トクサンドリアへの「サリ」フランク人の定着の性格 (同盟軍としてか、それとも降伏者としてか) については、C. R. WHITTAKER, *Frontiers of the Roman Empire : a social and economic study*, Baltimore — Londres, 1994, p. 160–162; G. WIRTH, *Rome and its Germanic partners in the fourth century*, in W. POHL (éd.), *Kingdoms of the Empire. The integration of barbarians in late Antiquity*, Leyde — New York — Cologne, 1997 (The transformation of the Roman World, 1), p. 44–45 参照。J.-P. POLY, *La corde au cou*... (註10に引用), p. 313–314は、以前の「降伏」deditioの更新であったと主張しているが、この仮説を補強する史料はない。アンミアヌス・マルケリヌスとゾシモスとともに、「サリ」フランク人はBatavia (ペトウーヴェ) の「島」を去って、ローマ帝国内に定着したとしている。他のフランク人移住者が制圧され、ラエティとしてローマの領土に定着させられたことは、早くも3世紀末から証明される。Pan. Constantio Caesari, 21, 1; Pan. Constantino Aug., 5, 3, et 6, 2, éd. R. A. B. MYNORS, *XII Panegyrici Latini*, Oxford, 1964, p. 229, 189–190; cf. É. DEMOUGEOT, *À propos des lètes gaulois du IV^e siècle*, in R. STIEHL et H. STIER (éd.), *Beiträge zur Altengeschichte und deren Nachleben. Festschrift für Franz Altheim*, t. I, Berlin, 1969, p. 101–113, repris dans Id., *L'Empire romain et les barbares d'Occident (IV^e–VII^e siècle)*. *Scripta varia*, 2^e éd., Paris, 1988, p. 61–73; Y. MODÉLAN, *L'établissement de barbares sur le territoire romain à l'époque impériale*, in C. MOATTI (dir.), *La mobilité des personnes en Méditerranée de l'Antiquité à l'époque moderne*, Rome, 2004 (Collection de l'École française de Rome, 341), p. 337–397 (p. 376–377, 385–386), 393–394. 問題は、「サリ」Salii という名称が358年の出来事以前には見られないことであり、ユリアヌス帝が創りだした可能性が十分にあることである (M. SPRINGER, *Gab es ein Volk der Salier ?*, p. 60–70)。この考えに従えば、358年以前の時期について「サリ人」を語るのはほとんど意味をなさないが、以下の研究では語られている。A. H. M. JONES, *The later Roman Empire*, t. I, p. 97–98, J.-P. POLY, *La corde au cou*... (註10に引用), p. 306–314 (サリ人に、カウキ人の新名称を見ている), Th. ANDERSON, *Roman military colonies in Gaul, Salian ethnogenesis and the forgotten meaning of Pactus Legis Salicae 59.5*, in *Early Medieval Europe*, 4 (1995), p. 135–141.

28 P. WORMALD, *Lex scripta and verbum regis : legislation and Germanic kingship, from Euric to Cnut*, in P. H. SAWYER et I. N. WOOD (éd.), *Early medieval kingship*, Leeds, 1977, p. 108によれば、写本が伝えるすべての序文のなかで、「原初テキスト」である65章版『協約』と結びついているものは一つもない。K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, I [1954], p. 165–172によれば、短い序文は6世紀末に遡り、この見解はシュミット＝ヴィーガンツにより採用されている。R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica* (註1に引用), col. 1950. さらに、P. WORMALD, *The Leges Barbarorum : law and ethnicity in the post-Roman West*, in H.-W. GOETZ, J. JARNUT et W. POHL (éd.), *Regna and gentes : the relationship between late antique and early medieval peoples and kingdoms in the transformation of the Roman world*, Leyde — Boston, 2003 (The transformation of the Roman world, 13), p. 28ならびに R. MCKITTERICK, *History and memory in the Carolingian world*, Cambridge, 2004, p. 12–13は、短い序文が「フランク史書」*Liber Historiae Francorum* (727年) 以前には遡らないと想定している。だが、この見解は筋が通っておらず、すでに19世紀末にドイツの識者たちが論駁した

構成するためにその序文や跋文を根拠とするのは、不適切な方法であると思われます。むしろそのテキストを仔細に検討し、相対年代を確立するのを可能にする手がかりを拾い集めた方が良いでしょう。

外在的な特徴、ならびに成立年代の範囲確定の最初の試み（397年頃～511年）

511年（クローヴィスの死亡年）の下限年代は、ほぼ見解の一致を見えています²⁹。この下限年代は、とりわけ写本に固有の内部構成に基づいています。写本において法典そのもの（素材ごとに並べられた最初の65章）³⁰に続いて一連の立法措置が含まれており、それらの一部は明らかに年代順に配置されているからです。いくつかの写本系統で66から78の数字を割り振られている作者不詳の「カピトゥラリア」、そしてそれらに続いて、キルデベルト1世（511～558年）とクロタール1世（511～561年）による「平和協約」*Pactus pro tenore pacis*をはじめとする、クローヴィスの息子や孫たちの発布した勅令が書き写されています。65章版の法典は、この「平和協約」やいくつかの箇所でこの協約を修正したキルペリク（561～584年）の勅令より古いのです³¹。同じく、「サリカの土地」*terra salica*についての最近の研究は、『サリカ法協約』（59章6）の規定する相続の諸規則がローマ帝国においてラエティの共同体（*terrae leticae*）に割り当てられた土地に固有の資格を表現したものであることを示唆しています。したがってこの規定は、キルペリクの勅令が改革しようとしたのが明らかな古き状態をとどめているのです³²。残念ながらこの2つの勅令は日付が特定されていません。「平和協約」が524年から555年の間に結ばれたのはかなり確実です。キルペリクの勅令はおそらく、567年もしくは568年頃か575年頃に発布されました³³。少なくとも、これらの手がかりは、法典が6世紀半ば以前に成立したことを保証します。しかし、それ以上先に進むことができるでしょうか。

66章から78章としてまとめられた作者不詳の「カピトゥラリア」が、キルデベルト1世とクロタール1世による「平和協約」よりも古く、この2人かクローヴィスの他の息子たち、さらにはクローヴィス自身に発すると想定することは理に適っているでしょう。けれどもこれらカピトゥラリアは統一性を欠いているの

ものである（cf. K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, I [1954], p. 169）。オリヴィエ・ギヨにとって、それは遥かに古い時期に成立し、「サリカ法典を作成するために507～511年頃に取られた手続き」を反映する。O. GUILLOT, *La justice dans le royaume franc...*（註1に引用）, p. 683–684 ; ID., *Clovis, le droit romain...*（註1に引用）, p. 66–69.

29 これを受け入れない研究者はごく稀である。たとえば S. STEIN, *Lex Salica*（註11に引用）は、サリカ法典を9世紀半ばの偽文書と見なした。また、註13で短く要約した H・ネールゼンの説や、後述の註76で紹介する S・リーチェルと F・バイヤーレの説を参照。

30 また J.-P. POLY, *La corde au cou...*（註10に引用）, p. 314, note 54 参照。しかし私は、最初の44章を区別するものとしての写本17の言及に信頼を寄せるつもりはない。なぜなら、根本的にそれらの章を続く章から区別するものは何もないからである。逆に第44章は46、50、60章にかなり近く、それぞれトゥングヌスが主宰するマッルスでの詳細な手続きが扱われているからである。

31 *Pactus*, LXXXII, 1をXL, 8と、LXXXIVをXXXVIIと、XXXV, 8をCXIと比較せよ。Cf. R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica*（註1に引用）, col. 1950 ; G. KOCHER, *Pactus pro tenore pacis*, in *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, t. III, Berlin, 1978–1984, col. 1405 ; I. N. WOOD, *The Merovingian kingdoms...*（註4に引用）, p. 112 ; T. M. CHARLES-EDWARDS, *Law in the western kingdoms between the fifth and the seventh century*, in A. CAMERON, B. WARD-PERKINS, M. WHITBY (éd.), *Late Antiquity : Empire and successors*, A.D. 425–600, Cambridge, 2000 (The Cambridge Ancient History, 14), p. 272.

32 *Edictum Chilperici*, c. 3, éd. A. BORETIUS, *Capitularia regum Francorum*, t. I, Hanovre, 1883 (M.G.H. Legum sectio II), n° 4, p. 8. Cf. Th. ANDERSON, *Roman military colonies...*（註27に引用）, p. 129–144 (qui s'oppose p. 133–135 à l'interprétation d'A. C. MURRAY, *Germanic kinship structure...* [註8に引用], p. 67–87) ; J.-P. POLY, *Terra salica. De la société franque à la société féodale : continuité et discontinuité*, in J. PÉREZ et S. AGUADÉ NIETO (éd.), *Les origines de la féodalité. Hommage à Claudio Sánchez Albornoz. Actes du colloque international tenu à la Maison des Pays ibériques les 22 et 23 octobre 1993*, Madrid, 2000 (Collection de la Casa de Velázquez, 69), p. 183–196 ; B. S. BACHRACH, *Military land in historical perspective*, in *Haskins Society Journal*, 4 (1997), p. 95–102.

33 I. WOLL, *Untersuchungen...*（註10に引用）, p. 13–17, 29–33 参照。K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, I [1954], p. 157 sq. は、「平和協約」を524年に続く時期に年代比定しているが、これは推測に過ぎない。H. NEHLSSEN, *Sklavenrecht zwischen Antike und Mittelalter...*（註13に引用）, p. 258 et note 44 は、この2人の王がともに統治していた時期の末期である555年と558年の間の時期の成立という考えに傾いているが、この時期に両者の関係が悪化していたことを想起しなければならない。クローヴィスの死の直後の時期は除外されなければならないように思われる。

で、起源は多様であったかもしれません。ゆえにわれわれは慎重にならなければなりません。サリカ法典の写本は8世紀以前から伝わっていないので、全く単純にある書記がそれらを、形式が似ていて、法典への付加や修正であるようにみなしたがために、そこに付け加えたという可能性を斥けることはできません。このように考えた場合、これら「カピトゥラリア」のいくつかは6世紀後半に成立した可能性すらあります。ともかく確実に思われるのは、それらが法典よりも新しいことです。というのも、いくつかの措置は『サリカ法協約』の条項を補ったり、修正したりしているからです³⁴。重要な写本系統(C)には含まれていないので、それらはおそらくクロヴィスの息子たちによる「フランク王国」の分割よりも遅い時期の法的伝統、少なくとも一つの分王国——複数の分王国だろうか——に範囲が限定された法的伝統に属すると思われます³⁵。

にもかかわらず、クロヴィスの死とそれに続く王国分割(511年)以前に、65章からなる法記録が存在したことを既定の事実とみなすことができます。なぜなら、65章版の記録は、数多くの異本や欠落にもかかわらず、写本が「フランク王国」のどこに由来しようと、多様な写本系統に共通する基盤を成しているからです³⁶。以下に見るように、この「下限年代」は、テキスト内部の数多い与件、とりわけいくつかの措置の異教的性格によって補強されます³⁷。

また、法典編纂という原理は、438年に公布されたテオドシウス法典からの直接的な影響を証明するでしょう。この法典編纂の企てには、グレゴリウスの勅法集とその作業をディオクレティアヌスの治世に継承したヘルモゲニアヌスによる勅法集という先例³⁸がありますが、帝国属州においてこの法典編纂という方法を広めるのに貢献したのは、とりわけテオドシウス法典です³⁹。サリカ法典は素材の体系的な提示を特徴としています。法令は主題ごとにまとめられ、テオドシウス法典におけるようにこれら下位区分にはそれぞれ表題が与えられています。それはともかく、法典編纂は、それが実際に438年と511年の間に行われたのであれば、

34 *Pactus*, XXIX, 17 et LXXI, 1, XLI, 2-7 et LXX, 1-2を比較せよ。

35 以上の指摘は、編者が最古と見なした「校訂版」*recensio* Aの写本で伝わる付加「カピトゥラリア」に集中しているが、エックハルトが提示する復元テキストを受け入れようが受け入れまいが、サリカ法典の他の写本で伝わる作者不詳の「カピトゥラリア」にも全面的に当てはまる。これら「カピトゥラリア」については、I・ヴォルの最近の総合研究を参照されたい。I. WOLL, *Untersuchungen...* (註10に引用), p. 179-183 (また写本伝来については, p. 50-75)。私の知る限り、それらを掘り下げて検討した研究はひとつしかなく、1935年に発表された。J. PÉTRAU-GAY, *Les capitulaires additionnels à la Lex Salica*, in *Revue historique de droit français et étranger*, 14 (1935), p. 252-306。R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica* (註1に引用), col. 1958とK. KROESCHELL, *Recht und Gericht in den merowingischen « Kapitularien »*, in *La giustizia nell'alto medioevo (secoli V-VIII)*... (註1に引用), p. 742は、これらカピトゥラリアの非同質性を強調し、エックハルトが適用した名称 (*Capitula legi salicae addita*) を斥けるにとどまっている。

36 *Pactus legis Salicae*, éd. K. A. ECKHARDT [1962], p. XLは、「校訂版」Bをテウデリク1世治世(511-533年)のシャロン=シュル=マルヌに、「校訂版」Cをおそらく576-593年頃(グントラムの治世)か593-596年頃(キルデベルト2世の治世)のサンズに位置づけている。言語学的手法がかりにもとづいて、R. SCHMIDT-WIEGAND, *Malbergische Glossen*, in *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, t. III, col. 213もまた、フランク住民とブルグンド住民の領域の接点をなすグントラムの王国に「校訂版」Cの起源を位置づけている。しかし彼女はエックハルトとは逆に、「校訂版」BがJohannes Heroldの印刷版(1557年)で伝わるテキストにもとづいて復元されるという仮説を退け、原テキストの復元にあたりA系統の写本に優位を与える方法に異議を唱えている。彼女によれば、「校訂版」Aはむしろメロヴィング王国南部に位置づけられる (Id., *Die kritische Ausgabe der Lex Salica*... [註5に引用], p. 304-315)。

37 『サリカ法協約』は異教崇拝を容認するだけでなく、公式の保護を与えてさえる。これに対して、クロヴィスの息子であり王国北部(おおよそ後のネウストリア)を継承したキルデベルト1世(511-558年)のある勅令は、私的な場所ですら(*de agro suo*)偶像の崇拝とそれに付随する示威運動をはっきりと禁じている。A. BORETIUS, *Capitularia regum Francorum*, t. I, Hanovre, 1883 (M.G.H. Legum sectio II), n° 2, p. 2-3。

38 Cf. S. CORCORAN, *The Empire of the Tetrarchs : imperial pronouncements and government, AD 284-324*, 2^e éd., Oxford, 2000, p. 25-42。

39 T. M. CHARLES-EDWARDS, *Law in the western kingdoms...* (註31に引用), p. 270。De manière plus générale, voir D. LIEBS, *Roman Law*, in A. CAMERON, B. WARD-PERKINS, M. WHITBY (éd.), *Late Antiquity : Empire and successors, A.D. 425-600*, Cambridge, 2000 (The Cambridge Ancient History, 14), p. 244-252 ; I. N. WOOD, *Roman law in the barbarian kingdoms*, in A. ELLEGÅRD et G. ÅKERSTRÖM-HOUGEN (éd.), *Rome and the North*, Jönsered, 1996 (Studies in Mediterranean Archaeology and Literature, 135), p. 5-14 ; Id., *The Code in Merovingian Gaul*, in J. HARRIES et I. N. WOOD (éd.), *The Theodosian Code : studies in the imperial law of Late Antiquity*, Londres, 1993, p. 161-177。

おそらくより古い立法措置を対象としていました⁴⁰。そうした措置のいくつかは、ポリーが主張するように、4世紀半ばに遡るのでしょうか。『協約』の原初の中核をなす最初の43章の本質をなしているとすら言える犯罪の贖罪金制定は、確固たる出発点を与えてくれます。それは一貫して、*N denarii, qui faciunt solidos N/40* という形式で示されています。すなわち、1ソリドゥスの40分の1に値するデナリウス貨で表示されています。フィリップ・グリアースンとマーク・ブラックバーンの示したところによれば、このデナリウス貨は、ホノリウスの治世（393～423年）、おそらく397年に約1.5グラムにその重量が減じられた「シリクア貨」*siliqua*と同価値のものでしかあり得ません⁴¹。

内在的特徴 (I)

397年頃から511年にかけて、フランク世界は多くの変動を経験しました。テキスト内部のいくつかの手がかりは、『協約』の編纂時期をより正確に画定するのを可能にしてくれます。それらが明らかにするのはなお大いに異教的な社会であり、そこでフランク人は他の「蛮族」と協力し、エスコー川流域を中心として、まだきわめて狭い領域しか持たない一つか複数の王国という枠組みでローマ人に対する支配を確立し、王は身近であると同時に強力な人物として現れます。後者の側面から検討することにしよう。

ブルグンド族の法典（501年か502年にグンドバドが公布した『ブルグンド部族法典』*Liber Constitutionum*）や西ゴート族のそれ（475年頃のエウリック王法典）と異なり、『協約』が王により制定された法でないのは明らかです⁴²。序文によると、この協約は、武力による復讐の慣行に終止符を打つべく、多くの中から選ばれた4人の人物による討議の結果です⁴³。たしかに、「王の法にしたがって」*legibus dominicis*⁴⁴とされていますが、そこからこの時期のフランク王が立法権力を有していたと結論しなければならないのでしょうか。これほど不確実なことはありません。この一節に現れる「王の法」は、サリカ法典の諸

40 とりわけ、399年にクラウディアヌスによって書かれた2つの詩行に鑑みて、この見解をアブリオリに否定することはできない。*legesque Caucis / Arduus et flavis signabat iura Suebis* (Claudius CLAUDIANUS, *Carm.* XVIII [*In Eutropium liber primus*]), vers 379–380, éd. Th. BIRT, Berlin, 1892 [M.G.H. *Scriptores, Auctores antiquissimi*, XI], p. 88). けれども、カウキ族がガリア北部にラエティとして定着したことは全く確証されていない（上記の註21参照）し、彼らがフランク人であったことも同断である。A. C. MURRAY, *Reinhard Wenskus on 'ethnogenesis', ethnicity, and the origin of the Franks*, in A. GILLET (éd.), *On barbarian identity. Critical approaches to ethnicity in the early Middle Ages*, Turnhout, 2002 (*Studies in the early Middle Ages*, 4), p. 61–62. 逆に、1世紀前に書かれたコンスタンティウス・クロルスの頌詩（297年成立か）をこの意味で解釈することは、受け入れがたい。*sicut postea tuo, Maximiane Auguste, nutu Aruorum et Treuorum arua iacentia Laetus postliminio restitutus et receptus in leges Francus excoluit* (...) (*Pan. Constantio Caesari*, 21, 1, éd. R. A. B. MYNORS, *XII Panegyrici Latini*, Oxford, 1964, p. 229. この問題については、以下の翻訳とコメントを参照。C. E. V. NIXON et B. S. RODGERS, *In praise of later Roman emperors : the Panegyrici latini*, Berkeley, 1994, p. 142–143 ならびに Y. MODÉLAN, *L'établissement de barbares sur le territoire romain...* (註27に引用), p. 352–353, 372.

41 Ph. GRIERSON et M. BLACKBURN, *Medieval European coinage, with a catalogue of the coins in the Fitzwilliam Museum, Cambridge, I : The Early Middle Ages (5th–10th centuries)*, Cambridge, 1986, p. 102–106. この説明は、その30年前に以下の研究により遥かに不十分な形で提示された解釈に取って代わる。K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, I [1954], p. 186–192 ならびに W. JESSE, *Noch einmal der Denar der Lex Salica*, in *Hamburger Beiträge zur Numismatik*, 9/10 (1955/56), p. 11–21.

42 Cf. T. M. CHARLES-EDWARDS, *Law in the western kingdoms...* (註31に引用), p. 260–287, en particulier p. 275–277. 王の関与は、たとえば『リプアリア法典』ではより明白で、そこでは「命じる」*jubere* という動詞がいくつかの条項で用いられている (ex. *Lex Ribuarum*, LXI, 1 et 7, XCI, 1–2, éd. F. BEYERLE et R. BUCHNER, Hanovre, 1954 [M.G.H. *Legum nationum Germanicarum*, III/2], p. 108, 111, 133–134). しかしながら、P. WORMALD, *The Leges Barbarorum...* (註28に引用), p. 28 et 33 によれば、『エゼルベルト法』（ケント王、580年頃～616年か618年）も王法としては現れない。グンドバドが公布し、若干の付加とともに517年にシギスムントが再編した法典については、M. PLESSIER, *La loi des Burgondes, la loi de Gondebaud*, thèse de doctorat, Université de Paris IV, 2000, とくに p. 32–35 参照。セヴィリアのイシドルスによるとエウリック王の治世（466～484年）に編纂された法典は、パリンプセストの形で断片的に伝わっている（336条のうち61条）。Cf. A. D'ORS, *El Código de Eurico. Edición, palimpsesto, índices*, Rome — Madrid, 1960 (*Cuadernos del Instituto jurídico español*, 12). この問題に関する最近の研究の1つとして、J. MATTHEWS, *Roman law and barbarian identity in the late Roman West*, in S. MITCHELL et G. GREATREX (éd.), *Ethnicity and culture in Late Antiquity*, Londres — Swansea, 2000, p. 31–44 (p. 38–39) 参照。

43 註14に掲げたテキスト参照。O. GUILLLOT, *La justice dans le royaume franc...* (註1に引用), p. 681–685 のコメントを参照。

44 *Pactus*, I, 1 : *Si quis ad mallum legibus dominicis manitus fuerit et non uenerit...*

規定を示しているのであって、それ以上のことは言えないように思われます⁴⁵。

たしかに王は、はっきりと並の人間の上に位置づけられています。王に結びついたすべてのものは、特別の地位と保護を享受しています。すなわちアントウルスティオー（41章5、42章1～2、63章1～2：「王の従士団にいる」*in truste dominica*）、「グラフィオ」*grafiones*と「サケバロ」*sacebarones*（54章1～3）、王の陪食者（41章8）、王の保護に置かれた若い娘たち（13章6：「王の保護のもとにある」*in uerbo regis posita*）、王の奴隷（25章2）や牡牛（3章11）⁴⁶や馬（38章4）です。一般的な原則は、カール・アウグスト・エックハルトがテウデリク1世（511～533年）治下のシャロン＝シュル＝マルヌに位置づけている「校訂版」*recensio*の中で発されることになります。すなわち、「王に関わる訴訟は3倍の賠償金が科される」*Causae uero dominicae in triplo componuntur* (LXVf, 4)。王に対する勤務中の者（*in dominica ambascia*）は「マッルス」*mallus*への出頭を免除されています（1章4）。同じく、騒乱の扇動者に対して、犠牲者に支払われる賠償金に加えて科される非常に古い罰金たる「平和金」*fredus*は王に帰属し、その役人たち（グラフィオ、サケバロ）が王の名で徴収する責務を負っています。王はまた面前に人々を迎え入れます。9世紀になっても証明されるデナリウス貨幣による奴隷解放は王の面前で行われ（26章）、王はあまり重要でない事柄、とりわけ大いに儀礼化された財産移転の手續きにおいて（46章「アフアトミーについて」*De acfatmire*）、しかしまた通常の裁判所が尊重されないときに、介入を請われています（18章、56章）。

国王裁判所は特別法廷だったように思われます。通常の裁判所は、ラヒンブルゲンによって構成され、トゥンギヌス *thunginus* が主宰するマッルスでした。事実、46章6は二種類の法廷しか想定していません。すなわち国王裁判所（*ante regem*）と、トゥンギヌスが主宰し、「正規の裁判集会」*mallus publicus legitimus*⁴⁷と呼ばれる集会です。アレクサンダー・マレーが主張するように⁴⁸、グラフィオが主宰し、トゥンギヌスが下僚でしかない中間的な審級が一つ、もしくは複数あったとすれば、ここで言及されたはずでしょう。『協約』の条項（54章4）の曖昧さにもかかわらず、グラフィオは裁判官としてのみならず、裁判所の主宰者としてすらどこにも現れません。地方⁴⁹の国王役人⁵⁰であるグラフィオは、判決の執行に携わり（51章）、住民の許可なく「村」（*villa*）に定着した農民の追放を行い（45章2）、抵抗する債務者や有罪者に債務の支払いを強制し（50章3～4、51章）⁵¹、王の名において公的な罰金すなわち「平和金」を受け取る（50章3、53章2、4、6、8）けれども、決して判決には関与しないのです⁵²。こうした職務はおそらく名詞 *grafio* の語源に対応しているように思われます。この名詞は、「命令する」を意味する動詞 *grefan* に由来します⁵³。一般的な射程を有する第56章はこの解釈を補強します。ラヒンブルゲン集団が判決を与えるマッルスと王の面前への召喚との間に、中間的な審級は想定されていないのです。こうした司法組織像は、書式集や勅令が6世紀のメロヴィング朝ガリアについて与えるそれとは大きく異なっています。6世紀には伯（*comes* / *grafio*）は優れて

45 M. SPRINGER, *Gab es ein Volk der Salier?* (註27に引用), p. 76.

46 この条項は主要な写本系統 (A) には欠けている。

47 「正規の裁判集会」は、まさしくトゥンギヌスが主催する集会である。なぜなら、次のように明示されているからである。
aut ante regem aut in mallo publico legitimo, hoc est in mallobergo antheoda aut thungino (XLVI, 6).

48 A. C. MURRAY, *The position of the grafio in the constitutional history of Merovingian Gaul*, in *Speculum*, 61/4 (1986), p. 787–805.

49 *Pactus*, L, 3: *ad grafionem loci illius, in cuius pago manet*. A. C. MURRAY, *The position of the grafio...*, p. 791が、この一節のみから、当時グラフィオが「バグス」*pagus*の統治に責任を持つ国王役人であったと結論づけるとき、私は彼に従わない。

50 *Pactus*, L, 4: *ratio dominica*; LIV, 2.

51 そこに56章6aを加えることができる。ただし、この条項はより遅い時期から伝わる写本に属する。

52 51章は、グラフィオが、彼がその適法な結果を知らない事件において財産没収を行うよう請われた事例を示している。

53 H. TIEFENBACH, *Graf / Grafio*, in *Reallexikon der germanischen Altertumskunde*, t. XII, Berlin — New York, 1998, p. 530–531は、多様な仮説の存在を喚起しているが、どれひとつとして確証されていない。J.-P. POLY, *La corde au cou...* (註10に引用), p. 316, note 58は、グラフィオがもともと徴兵に責任を持つラエティの長官であったと考えている。

裁判官となっていました⁵⁴。

しかし、トゥングヌスもまたローマ的（もしくは近代的）意味での裁判官ではありません。トゥングヌスは明らかに強制的な権力を有しておらず、そうした役割はグラフィオと、おそらくサケバロが果たしていました。『協約』はトゥングヌスをただ3つの章（46、50、60章）で、詳述されている儀礼化された手続きに関連して言及しています。裁判所に従わない者たちに対する手続きを定める56章とラヒンブルゲンの義務に関する57章が、トゥングヌスに言及していないことはおそらく驚くに値するでしょう。おそらく、トゥングヌスは「同輩の中の第一人者」*primus inter pares*であり、集団で責任を持つ審判団の代弁者でしかなかったのです⁵⁵。『協約』が文字化された時代には、この伝統的な職務は消える途上にありました。その痕跡は、アルザスの地名を除けば、他のいかなる史料にも残っていません⁵⁶。すでに、『協約』のいくつかのヴァージョンの作者たちはトゥングヌスをケンテナリウス *centenarius* で取って代える傾向にありました⁵⁷。6世紀により重大な事件に関してマッルスを取り仕切るのは伯その人となっていました⁵⁸。

異教とキリスト教が法典において占めるそれぞれの位置もまた、法典の古さを唱える見解を擁護します。そこで異教崇拝はある種の法的保護を享受している（供犠用の去勢豚の窃盗に関連する2章16と17）のに対して、法典の最古の部分にはキリスト教に関して同等の措置は全く見あたりません⁵⁹。これは他のゲルマ

54 O. GUILLOT, *La justice dans le royaume franc...* (註1に引用), p. 696 et note 143bis. この説明にはニュアンスを与えるべきで、それについては、D. CLAUDE, *Untersuchungen zum frühfränkischen Comitatus*, in *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung*, 81 (1964), p. 1-79, とくに p. 38-45を参照されたい。『協約』の成立年代が不確実な限りにおいて、6世紀後半か、少なくとも6世紀初頭のクローヴィスの征服とブルグンド族との親密な接触後のメロヴィング期ガリアに証明される裁判制度を何とかして見いだそうとする試みは、不適切な方法であると私には思われる。

55 *Thunginus* という言葉の最も信頼できる語源は、部族集会を示すゲルマン語の名詞 *thing* に、この集会のトップに位置する人物を示唆する接尾辞 *-(i)naz* を付したものである。Cf. E. KARG-GASTERSTÄDT, *Thunginus*, in *Beiträge zur Geschichte der deutschen Sprache und Literatur*, 72 (1950), p. 314-319; W. HAUBRICHS, *Thungin, Kuning, Meistar. Amtsbezeichnungen in elsässischen Siedlungsnamen des frühen Mittelalters*, in P. THORAU, S. PENTH und R. FUCHS (éd.), *Regionen Europas, Europa der Regionen. Festschrift für Kurt-Ulrich Jäschke zum 65. Geburtstag*, Cologne, 2003, p. 13-15. 最近 K. Modzelewski はトゥングヌスをスウェーデンの *haeradshöfthingi* と比較した。K. MODZELEWSKI, *L'Europe des barbares: Germains et slaves face aux héritiers de Rome*, Paris, 2006, p. 268. また A. C. MURRAY, *The position of the grafio...* (註48に引用), p. 796-797は、トゥングヌスが『協約』において決して刑事手続きに関連して現れないことを強調している。実際のところ、刑事手続きは決して詳細に規定されていないが、それはまさしく、この法典がラヒンブルゲン（57章5）に、『協約』が定める贖罪金制度に従うように強制することによって、刑事手続きを大いに簡略化しているからである。ラヒンブルゲンの判決は「自動的に定まる」刑罰に関わっているのではなく、犯罪の性格付け（罪状が立証されているかどうか、加重情状など）を対象としているのである。最後に参考までに、サリカ法典のトゥングヌスにかつての「ガウの王」を見いだし、メロヴィング王朝によって片隅に追いやられたとする R・ヴェンスクスの説を引いておく。この説は史料根拠を欠いている。R. WENSKUS, *Bemerkungen zum thunginus der Lex Salica*, in *Id., Ausgewählte Aufsätze zum frühen und preußischen Mittelalter. Festgabe zu seinem 70. Geburtstag*, éd. H. PATZE, Sigmaringen, 1986, p. 65-84.

56 Cf. W. HAUBRICHS, *Thungin, Kuning, Meistar...*, p. 14 sq.

57 50章(2)と60章(1)は、マッルスの主宰者としてトゥングヌスしか挙げていないが、写本系統Cは、60章1で「もしくはケンテナリウス」*aut centenarius* と付け加えている。46章は1条と4条でトゥングヌスとケンテナリウスをともに挙げている (*thunginus aut centenarius*) が、6条ではただトゥングヌスのみを、「マルベルク註解」の中で言及している。このことは、「ケンテナリウス」が付加であることを明らかにしている。9世紀初頭に「カロリナ版サリカ法典」は、「裁判官」*iudex* と書くことになろう (*Pactus legis Salicae*, éd. K. A. ECKHARDT [1962], p. 191)。

58 アンジェ書式集 (*Formulae Andecavenses*, n° 50 et n° 12, vers 578-579) については、O. GUILLOT, *La justice dans le royaume franc...* (註1に引用), p. 696 et note 143bis 参照。メロヴィング期におけるグラフィオと伯の職務の変遷について最も進んだ研究はなお、D. CLAUDE, *Untersuchungen zum frühfränkischen Comitatus...* (註54に引用) である。

59 55章6〜7（死者を収容する「バシリカ」*basilicae*の略奪や火事）はただ写本系統C（註36参照）とヘロルド版（1557）によってのみ、65章b（「火災にあったバシリカについて」*De basilica incensa*）はヘロルド版によってのみ証明される。Cf. *Pactus legis Salicae*, éd. K. A. ECKHARDT [1962], p. 208-209, 234. 法典の最古の諸版の異教的性格については、T. M. CHARLES-EDWARDS, *Law in the western kingdoms...* (註31に引用), p. 272-273参照。H. NEHLSSEN, *Sklavenrecht zwischen Antike und Mittelalter...* (註13に引用), p. 280-283が35章1に見いだせると考えた旧約聖書の影響は全く証明されない。そこで採用されている法的な解決策はきわめて単純なので、どうしてフランク人がモーセの立法を必要としたのか理解できない。他の古いゲルマン部族法典との比較に関しては、J. IMBERT, *L'influence du christianisme sur la législation des peuples francs et germains*, in *La conversione al cristianesimo nell'Europa dell'alto medioevo. Spoleto, 14-19 aprile 1966*, Spolète, 1967 (Settimane di studio del Centro italiano di studi

ン部族法典と異なります。加えて、『協約』では聖職者は取り上げられていない⁶⁰、アジール権の原則は、511年にクローヴィスがオルレアンに召集した公会議の最初の3つの決議によって認められていたにもかかわらず、問題とされていないのです⁶¹。

もう一つの重要なデータは、法典が「ローマ人」に割り当てている立場です。そこで「ローマ人」はフランク人よりも劣る地位に置かれているので⁶²、この地域におけるフランク王国の確立以前に法典が遡る可能性は排除されます。民族帰属に応じた地位の相違は、犠牲者の家族に支払われる賠償金の額からはっきりとわかります。フランク人や他の「蛮族」一人の通常の人命金が200ソリドゥスであるのに対して、ローマ人土地所有者は100ソリドゥス、「トゥリプタリウス」tributariusたるローマ人は62.5ソリドゥスとなっています（41章1、9、10）。同じく売り払うためにローマ人を攫った者に科される罰金が62.5ソリドゥスであるのに対して、犠牲者がフランク人の場合は100ソリドゥスか200ソリドゥスに跳ね上がります（39章3～5）。42章4ではローマ人は、リートゥス（ラエティ）と同等に扱われています。これに応じて、彼らの悪行に対する罰金はフランク人に科されるその2倍高く（14章2、32章3～4）、また罪を雪ぐのにより多くの宣誓補助人を集めなければなりません（14章2～3によると、あるケースでは25人、別のケースでは20人の宣誓補助人）。加えていくつかの状況では、いまやローマ法の規定ではなく神判に服しています（16章5）⁶³。したがってフランク族は、同時にローマ人とフランク人とを巻き込む訴訟や犯罪に自分たちの法的ルールを課していたのです。

一般的に見て、『協約』はある領域におけるローマ人以外のすべての住民に関わっていました⁶⁴。『協約』

sull'alto medioevo, 14), p. 365–396を参照。

- 60 サリカ法典の後の諸版は部分的にこの欠落を補正した。*Lex Salica Karolina*, LVIII, 2–4, éd. K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, t. II/2 : *Kapitularen und 70 Titel-Text*, Göttingen — Berlin — Francfort, 1956 (Germanenrechte Neue Folge, Westgermanisches Recht), p. 521 ; *Lex Salica*, LXXVIII, éd. K. A. ECKHARDT, *Lex Salica : 100 Titel-Text*, Weimar, 1953 (Germanenrechte, Neue Folge : Westgermanisches Recht), p. 198. 『協約』とは反対に、後に取り上げることになるアルモリカのブリトン人の古法（445年頃）は、いくつかの条項で聖職者と俗人とを区別している。それらが最初の編纂よりも後の時代の付加ではないかどうか知る必要があるのだが、『協約』と『リプアリア法典』ならびに『アラマン部族法典』*Leges Alamannorum*との比較も同じ方向性を示す。I. N. WOOD, *Jural relations among the Franks and the Alamanni*, in Id. (éd.), *Franks and Alamanni in the Merovingian period : an ethnographic perspective*, Woodbridge, 1998 (Studies in historical archaeoethnology, 3), p. 219–220, 223–224.
- 61 J. GAUDEMET et B. BASDEVANT, *Les canons des conciles mérovingiens (VI^e–VII^e siècles)*, Paris, 1989 (Coll. Sources chrétiennes, 353–354), p. 70–75. アジール権の原則は、若干の留保付きで世俗の立法において取り上げられることになる。とりわけ、「平和協約」においてクロタール1世によって（A. BORETIUS, *Capitularia regum Francorum*, t. I, Hanovre, 1883, n° 3, c. 14）ならびにギルデベルト2世によって（*ibid.*, n° 7, c. 4, a° 596）。それはブルグンドと西ゴートの立法では遥かに早く現れる。これらすべてについて、J. IMBERT, *L'influence du christianisme...*（註59に引用）, p. 380–381 参照。
- 62 O. GUILLOT, *La justice dans le royaume franc...*（註1に引用）, p. 706, n. 2にあって、フランク人家族に支払われる賠償金の額は、法典によって伝統的な復讐の権利を放棄するよう義務づけられたことを考慮したものであり、ローマ人家族は復讐の権利に縛られていなかった。彼によれば、犠牲者の民族帰属によって贖罪金の額が異なるのは、こうした事情による。この説明が説得力を持つためには、賠償金の問題を、それを法律面でのその他の処遇の違いと関連づけることをしないで別個に検討しなければならない。
- 63 写本 A2 のみに見られるこの条項については、註67参照。I. N. WOOD, *Disputes in late fifth- and sixth-century Gaul : some problems*, in W. DAVIES et P. FOURACRE (éd.), *The settlement of disputes in early medieval Europe*, Cambridge, 1986, p. 15–20 は、神判は、ゲルマン人が「法典」で採用する以前に、まずローマ卑俗法で課された証明手段であったと考えている。5世紀初頭のガリアでラテン語の喜劇を作った作者が嘲っているのがまさしくこの証明手段であるだけに、彼の仮説はなおさら受け入れがたいように思われる。Cf. *Querolus (Aulularia)*, éd. et trad. C. JACQUEMARD-LE SAOS, *Le grincheux (Comédie de la petite marmite)*, Paris, 1994 (Coll. des universités de France. Série latine, 319), p. 18–20. 他方で Soazick Kerneis は、末期ローマ帝国の旧ケルト人地域で比較的頻繁に神判——とりわけ煮えたぎる湯のそれ——が用いられていたとするテーゼを主張しているが、彼女がガリア北部に関して集めたデータは、もともとそれが軍隊に加入した氏族（カレドニア人、ゲルマン人ラエティ）に限られた慣習であり、ガロ＝ローマ住民には課されていなかったとする見方に有利である（S. KERNEIS, *Le chaudron des parjures : Rome, les barbares et l'ordalie*, in B. LEMESLE, éd., *La preuve en justice de l'Antiquité à nos jours*, Rennes, 2003, p. 23–47 ; voir aussi Id., *Les ongles et le chaudron. Pratiques judiciaires et mentalités magiques en Gaule romaine*, in *Revue historique de droit français et étranger*, 83, 2005, p. 155–181）。
- 64 *Pactus*, XIV, 2 (*barbarum salicum*) et XLI, 1 (*ingenuum Francum aut barbarum qui lege Salica uiuit*), p. 64 et 154. しかし、いくつかの措置はフランク人のみを想定している（たとえば、14章3）。これらの措置は、法典成立時の状態を反映していると見な

の原初の中核部分（刑法典、以下参照）が、ある時期に、メロヴィング王の勅令⁶⁵や5～6世紀の他の「部族」法典⁶⁶にならって、王国のすべての臣民に課されることになったことを蓋然的と見なすことができます。エックハルトが原初テキストにもっとも近いと見なした「校訂版」である、サリカ法典の最古の写本（A2）の証拠が、犯人と犠牲者がともにローマ人である火事のケースを想定しているからです⁶⁷。

内在的特徴（II）——ロワール川かりス川か（第47章）

第47章（「盗人の追及について」*De fitoribus*）は、特に注目するに値します。この章は伝統的に507年という「上限年代」の正しさを擁護するのに役立ってきました⁶⁸。そこでは、ある動産、たとえばその正当な所有者が、他人の財産のなかにいるのを発見したと考える、行方不明もしくは盗まれた雌牛の返還請求の際に取るべき手続きが扱われています。とりわけ、当事者、すなわち請求者、疑われた持ち主、そして場合によっては仲介者が従うべき召喚の期限が明確にされています。請求者と当該財産の現在の持ち主が *Ligeris* と呼ばれる川とシャルボニエールの森の間に居住する場合 (*si citra / intra Ligere / Legere / Ligare aut Carbonaria ambo manent*)、召喚の期限は40日と定められています。当事者の一方がその彼方に住んでいる場合 (*trans Legere[m] / Ligeri[m] aut Carbonaria[m] manent*)、この期限は倍になっています。*Carbonaria* はよく知られています。現在の都市チュアン（Thuin）とソワーニュ（Soignes）の森の間、ブリュッセルの南東に位置するこの森林山地は、後にリエージュ司教区となるトンヘレンの町と、後にカンブレ司教区となるネルウィー人／カンブレ人の町とを隔てていました。これに対して、*Liger / Leger* の同定は議論的になっています。ロワール川かりス川か。70年前からロワール川とする見方が幅を利かせてきました。ロワール川が507年にクロヴィスガがヴァイエの戦いで西ゴート族に対して勝利するまで、その王国の南の国境であり、*Liger / Leger* という名を持っていたことは確実です⁶⁹。フランドル地方のリス川（オランダ語でレイエ川）については異なり

ければならないのか、それとも、こちらの方がよりありそうだが、この地域のすべての少数「蛮族」が以後フランク人に吸収される6世紀に固有の政治的發展の結果であろうか。これら「サリ蛮族」が5世紀にガリア北部に居住させられた人々であったとすれば、彼らはおそらくサルマティア人とアラン人であったろう。

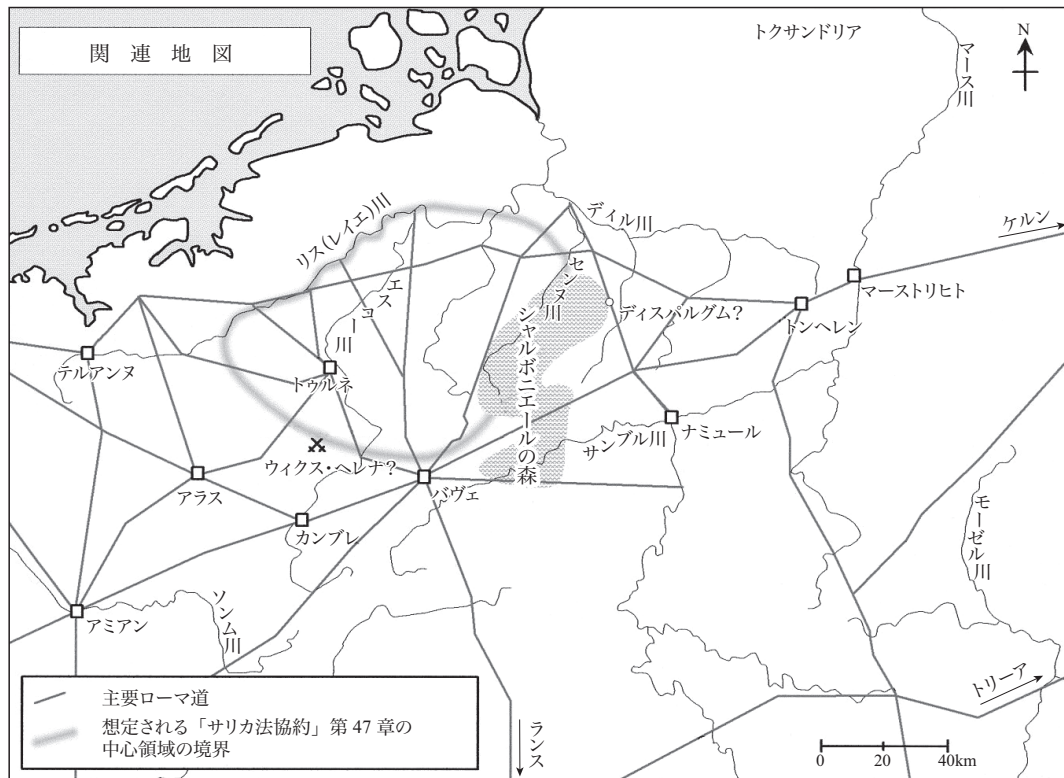
65 I. N. WOOD, *Disputes in late fifth- and sixth-century Gaul...* (註63に引用), p. 11の考えでは、『協約』はキルベリク王の勅令にならって、すべての臣民に向けられていた。

66 P. WORMALD, *The making of English Law : king Alfred to the twelfth century*, I: *Legislation and its limits*, Oxford, 1999, p. 38–39（とりわけブルグンド部族法典について）。しかしウォーマルドはこの研究においては、『協約』が対象とするのは「普通の」フランク人であると考えていた（p. 42）。この点について彼の考えは変化したようである。というのも、2003年にはサリカ法典が *homo* あるいは *ingenuus* というターム——私はそこに代名詞 *quis* を付け加えよう——を使うとき、この法典はフランク人や他の「蛮族」だけでなくローマ人も対象としていたと主張しているからである（P. WORMALD, *The Leges Barbarorum...* [註28に引用], p. 31）。彼はまた後者の研究で東ゴート族、西ゴート族、ブルグンド族の法典を検討している。これらの法典、とりわけエウリック王法典の射程については、見解は一致していない。伝統的な見解（ゴート人に向けられた法典）は、P. D. KING, *King Chindasvind and the first territorial law-code of the Visigothic Kingdom*, in E. JAMES (éd.), *Visigothic Spain : new approaches*, Oxford, 1980, p. 131–157によって再び採用され、支持者を保っている。しかし近年の研究は、民族的出自を問わずすべての住民に課される法という見方を支持している。R. COLLINS, *Early Medieval Spain : unity in diversity, 400–1000*, 2^e éd., Londres, 1995 (*New studies in medieval history*), p. 25–30はこうした見方であり、P. WORMALD, *The Leges Barbarorum...*, p. 26–28もそれに従っている。J. MATTHEWS, *Roman law and barbarian identity...* (註42に引用), p. 39は、この法典が、ローマ人とゴート人の間の争いで用いられる「共通法」*ius commune* の役割を果たしたと考えている。

67 *Pactus*, XVI, 5 : *Si Romanus hoc Romanum admiserit...* この一節は16章において唯一違反者の民族的出自を考慮に入れている条項であり、他は中立的な表現である「もし誰かが……」*Si quis...* で始まっている。したがって、加筆である可能性は高く、それは当該の地域においてサリカ法典が民族的出自にかかわらずすべての住民に適用されていた時期の証拠である。同じく *Pactus*, XXXIX, 5 参照。

68 T. M. CHARLES-EDWARDS, *Law in the western kingdoms...* (註31に引用), p. 273 参照。彼はロワール川の言及を他のデータと和解させるのに苦心している。この異議はすでに G. WAITZ, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, t. II/1, 3^e éd., Kiel, 1882, p. 129により立てられ、R. SCHMIDT-WIEGAND, *Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica* (註3に引用), p. 12により指摘されていた。

69 決定的な論文は、F.-L. GANSHOF, *Note sur le sens de « Ligeris » au titre XLVII de la Loi Salique et dans le « Querolus »*, in J. G. EDWARDS, V. H. GALBRAITH et E. F. JACOB (éd.), *Historical essays in honour of James Tait*, Manchester, 1933, p. 111–120 である。F. L. ガンスホーフが5世紀前半のラテン語喜劇 *Querolus* に現れる *Ligeris* をロワール川と同定しているのは、全く正当であろう。



ます。この川が確実に証明されるのは10世紀になってからであり (Legia, Leia)、それらの証拠は Liger / Leger がオランダ語の Leie につながる可能性を支えてくれないのです⁷⁰。しかし、われわれは過度に Liger / Leger という綴りにこだわる必要はありません。サリカ法典のこの節における河川名の伝承はかなり不完全であり、残っている写本は遅い時期からのものなので、ゲオルク・ヴァイツにならって、この綴りが訂正の結果であったと考えざるを得ないのです⁷¹。8～9世紀の筆写者たちが、この章を書き写し、理解しようとしたときに、それをもはやリス川ではなく、ロワール川と考えたのは明らかです⁷²。当時サリカ法はネウストリア人たちの法と考えられていたと思われるので、なおさら彼ら筆写者の目にはこの訂正が必要だったはずです。ネウストリア南西部の境界は常にロワール川でした⁷³。

70 M. GYSSELING, *Toponymisch woordenboek van België, Nederland, Luxemburg, Noord-Frankrijk en West-Duitsland (voor 1226)*, s.l., 1960, p. 643–644 は、Lys / Leie について *Lēwia > Lēgia* という語源を提案する。最古の証言は941年に編纂されたヘントのシント・ピーテル修道院の「寄進帳」*Liber traditionum* に現れる。M. GYSSELING et A. C. F. KOCH, *Diplomata Belgica ante annum millesimum centesimum scripta*, t. I, Bruxelles, 1950 (Bouwstoffen en studiën voor de geschiedenis en de lexicografie van het Nederlands, I), p. 131 sq.

71 G. WAITZ, *Deutsche Verfassungsgeschichte*, t. II/1, 3^e éd., Kiel, 1882, p. 131–132. R. SCHMIDT-WIEGAND, *Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica* (註3に引用) は、この問題について次のように指摘する。「場所の表示に関する伝来状況は——まさしく第1の写本系統においても——きわめて悪い。その時々状況について明確な像を抱くのを困難にするような前置詞の交替だけでなく、また Ligeris や Legeris とは異なる河川名の表記、さらには cod. 3 におけるその完全なる改変 (*citra mare aut Carbonaria*, また cod. 6 : *inter alligare*, cod. 1 : *et sic eligere*, cod. 3 : *trans legem*, cod. 4 : *ligare* も参照) は、個々の書記が当該の言葉の正確な意味をもはや正しく理解していなかったと推測させる。一般にロワール川として知られていた Ligeris という表記が訂正に基づくことは完全に可能な想定である」(p. 11)。そしてこう締めくくる。「したがって、第47章がどれほど注目に値する章であるとしても、編者に解決すべき数多くの問題を課す。Ligeris が少なくとももともとはロワール川ではなかったとする推測を可能にする伝来形態をはじめとして……」(p. 13)。

72 こうした努力を反映するのは写本 H10 における、第3の自然境界としての *citra mare* の付加である。他の写本でも河川名は完全に改変されている。A1 では *sic eligere*、A3 では *si citra mase*、C6 では *sic inter alligare*。

73 I. N. WOOD, *The Merovingian kingdoms...* (註4に引用), p. 113–114 参照。ネウストリアの境界については、M. ROUCHE, *Remarques sur la géographie historique de la Neustrie (650–850)*, in H. ATMSA (éd.), *La Neustrie. Les pays au nord de la Loire de 650 à 850. Colloque historique international*, t. I, Sigmaringen, 1989 (Beihefte der Francia, 16), p. 1–23, とくに p. 5, 8–9, 18.

言語学者の留保にもかかわらず、第47章がもともとリス川を想定していたのは、ほぼ確実です。この仮説は、ロワール川とみなすそれよりも遙かに信頼できるもので、その理由は3つあります。第一に、ポリエが強調するように、「サリ・フランク人が古くから占めていた地域」⁷⁴であるトクサンドリア居住者に対する召喚の期限が、ブルターニュに住む者の2倍になってしまうからです。言い換えれば、立法者は「サリ人の」古の地（センヌ川とマース川の間）を、507年まで西ゴート族が支配していたアキテーヌ地方と同じ資格にある外部の地とみなしていたことになります。これは明らかに奇妙であろう。第二に、ロワール川だとしたら、その対としてふさわしく、ガリア規模で地域を限定するのに役立ったのは、シャルボニエールの森ではなく、むしろマース川だったと思われます。事実、この森は早くもローマ帝国末期から個別の森とされ（一貫してアルデンヌ山地と区別されている）、中規模山地にまで減じられた森と見なされていました。この森はその名声を規模に負っていたのではなく、主要な幹線道路であるバヴェ＝ケルン街道にまたがってネウストリアとアウストラシアとを分ける自然の境界という役割に負っていました。この森がセンヌ川とディル（Dyle）川の合流点まで北に延びていると仮定し、そこにティエラシュの森を結びつけたとしても、森の長さは約100キロメートルを超えません（地図参照）⁷⁵。だから次の問いには答えられないままです。すなわち、ティエラシュからロワールの水源までの地域で、この「境界」はどこを通過していたのか、という問いです。この問題はドイツの識者たちをして次のような想定を導き出しました。すなわち、このように境界を定められた領域は、単に南西と北東の境界が明示されたクロヴィスの後継者たちの「分王国」の一つ、たとえば561～571年の時期のキルペリク王のネウストリア王国に対応していたと⁷⁶。この説には重大な障害がありますが、それに反する論拠は数多く⁷⁷、そもそも第47章はその形式においても定められた手続きにおいても最もアルカイックな特徴を備えた章の一つであり、「平和協約」（524年頃～555年）によって直ちに廃されることになったからです。第三の、すなわち最後の理由として次の点を指摘しましょう。描かれているような手続きは、40日という召喚期限が与えられているとしても、これほど広大な領域にはふさわしくありません⁷⁸。現実にはそれはどのように機能し得たのでしょうか。まるで、クロヴィスの王国全体が（あるいはそれに近い領域）が、単一の巨大な区画しか作り上げていなかったかのようになってしまいます。遅くとも6世紀半ばには、動産の窃盗の際の手続きは、単にいくつかのヴィラを集めた管区たるケンテナを準拠の枠組みとしていたのです⁷⁹。

同じ理由から、第47章が定める地理的境界はヴィエの戦い（507年）によるフランク王国のロワール川以南への膨張「以前の」状況にしか関わらないとするイアン・ウッドの主張も斥けられます⁸⁰。ウッドの推論

74 J.-P. POLY, *La corde au cou...* (註10に引用), p. 296, note 20.

75 これらすべてについては、R. NOËL, *Deux grandes forêts...* (註20に引用), とくに p. 636–639, 664–668, et, p. 654–656 参照。たしかに地図は部分的で改善するが、この森林山塊の規模と特徴をおおよそ掴むのを可能にしてくれる。

76 20世紀初頭に S・リーチェルと F・バイヤーレが提示した見解は、R. SCHMIDT-WIEGAND, *Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica* (註3に引用), p. 12–13 によってコメント付きで要約されている。S・リーチェルにとって、47章が示す領域はクロドミールの死後（524年）、555年までキルデベルト1世とクロタール1世の支配下に移った地域である。この説を論駁した F・バイヤーレは、キルペリクが567年から571年にかけて統治したネウストリア、あるいは600～612年にかけてのテウデベルト2世支配下のアウストラシア王国と考えた。

77 上記「外在的特徴」参照。

78 逆にハラルド・ジームスは、とりわけガンスホーフに依拠しながら、40日の期限はきわめて広い領域を前提とすると考えている。H. SIEMS, *La vie économique des Francs d'après la lex salica*, in M. ROUCHE (dir.), *Clovis : histoire et mémoire*, t. I, Paris, 1997, p. 609, note 9.

79 *Pactus pro tenore pacis*, c. 9, 16, éd. A. BORETIUS, *Capitularia regum Francorum*, t. I, Hanovre, 1883 (M.G.H. Legum sectio II), n° 3, p. 5–7 (ca. 524–555).

80 I. N. WOOD, *The Merovingian kingdoms...* (註4に引用), p. 112. とりわけ、P. WORMALD, *The making of English Law...* (註66に引用), p. 40がこの見解に従っている。

に内在するロジックは次のようなものであると思われます。これらの境界は——アприオリに——クローヴィスの王国の境界であり、ロワール川は5世紀の最末期から507年にかけての時期にしかこの王国の境界たり得ないので、サリカ法典の原初テキストはこの時期に作成されたはずであると。上記の困難に、もう一点加えて挙げることができます。正確性を期すには、彼の推論は、もう一方の基準であるシャルボニエールの森を考慮に入れなければならないはずです。実際のところ、おそらくメロヴィング王国は早くも480年代からこの森の東に、マース川中下流域（トクサンドリア）へと広がっていました⁸¹。トゥールのグレゴリウスを信じるなら、クローヴィスは治世十年目（491年もしくは492年）にチューリングン族の一部——ライン下流に定着していたのであろうか——を征服しさえしているのです⁸²。したがって、クローヴィス治世のいつの時点であれ、王国がシャルボニエールとロワール川を外部に対する境界とし得た可能性は退けられるように思われます。

それでは、リス川とシャルボニエールの森によって区切られた領域は何に相当していたのでしょうか。一つの王国でしょうか。いや違います。『協約』の47章は一つの区域を定めるものであり、そこに政治体を採る必要はありません。しかし、7世紀からネウストリア、アウストラシア、ブルグンディアという体制が強化され、互いに対立したとき、そして最終的に法の属人主義の原則が確立されたとき⁸³、47章が定める境界は、微塵の疑いなく、大ネウストリアの東西の境界をなしていたシャルボニエールの森とロワール川であると理解されました。実際、アウストラシア人たちは、ダゴベルトの治世（623～639年）から固有の法典——基本的に『協約』の翻案⁸⁴——を持つようになり、サリカ法典は遅くとも670年代からネウストリア人たちの法と認識されるようになったと思われます⁸⁵。伝来する最古の諸写本がこうした主要な政治変動よりもかなり遅い時期から伝わることを、再び指摘しておくことはおそらく無益ではないでしょう。

政治的・制度的コンテキスト——クロディオからクローヴィスへ

われわれが検討してきた手がかりの中で、『協約』を4世紀半ばガリア北部のフランク人ラエティに向けられた軍政上の規定とみなすよう導くものは何もありません。逆です。『協約』において *letus* という名詞は「フランク人／自由人」(*Francus / ingenuus*) や「ローマ人」ともはっきりと区別される、半ば隷属身分の従属的な「人員」を指しています⁸⁶。ローマ人は他の「蛮族」と同じく、フランク人のもとに置かれていて、

81 É. DEMOUGEOT, *La formation de l'Europe...* (註24に引用), t. II, p. 680–681, 884–886.

82 GREGORIUS TURONENSIS, *Libri historiarum* X, II, 27, éd. B. KRUSCH et W. LEVISON, Hanovre, 1951 (M.G.H. *Scriptores rerum Merovingicarum*, I/1), p. 73. Cf. É. DEMOUGEOT, *La formation de l'Europe...* (註24に引用), t. II, p. 691; M. ROUCHE, *Clovis*, Paris, 1996, p. 211–213. グレゴリウスがライン川より西に位置づけ、その性格について議論が止まない Thoringia (地域かそれとも王国か?) である。H. GRAHN-HOEK, *Gab es vor 531 ein linksniederrheinisches Thüringerreich?*, in *Zeitschrift des Vereins für thüringische Geschichte*, 55 (2001), p. 15–55; M. SPRINGER, *Thüringer*, in *Reallexikon der germanischen Altertumskunde*, t. XXX, Berlin — New York, 2005, p. 521–530 (527–529) 参照。キルデリク死亡時の状況については、É. RENARD, *Le « roman » de Childéric* (出版予定)。

83 Cf. P. WORMALD, *The Leges Barbarorum...* (註28に引用), p. 40–45; I. N. WOOD, *Disputes in late fifth- and sixth-century Gaul...* (註63に引用), p. 20–21; ID., *Jural relations among the Franks...* (註60に引用), p. 219.

84 R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Ribuaria*, in *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, t. II, Berlin, 1972–1978, col. 1923–1927; ID., *Lex Ribuaria*, in *Reallexikon der germanischen Altertumskunde*, t. XVIII, Berlin — New York, 2001, p. 320–321; I. N. WOOD, *Jural relations among the Franks...* (註60に引用), p. 218–221.

85 Cf. I. N. WOOD, *The Merovingian kingdoms...* (註4に引用), p. 113–114. 7世紀末にネウストリアは *Francia* と呼ばれ、*Franci* と呼ばれたその住民は、*Austrasii* と *Burgundiones* と対比されている。E. EWIG, *Volkstum und Volksbewußtsein im Frankenreich des 7. Jahrhunderts*, in ID., *Spätantikes und fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1952–1973)*, éd. H. ATMSA, t. I, Munich, 1976 (Beihefte der *Francia*, 3), p. 268–269.

86 *Pactus*, XIII, 7, 10, XXVI, 1, XXXV, 5, 8. 4世紀末のローマの概念では「ラエティ」は「降伏者」、すなわち降伏し、武装を解かれ、ローマの土地に定住させられ、辺境地域において放棄された土地の耕作と皇帝軍の連隊への新兵補給の責務を負った蛮族住民のことであった。5世紀初頭になおこの意味で「ラエティ」という言葉を用いているのは、有名な *Notitia Dignitatum* であり、ガリアにおける「ラエティの管区」を列挙している。

フランク人の法と神判を課されています。王は権力を強化されており、十分な人員を備えるとともに上下関係の定まった「家」を有しています（「王の奴隷」*puer regis*、アントゥルスティオー、グラフィオ、サケパロ）。これらの状況はすべて、クロヴィスが治世初期に支配していた領域、すなわち都市トゥルネと隣接地域においてしっかりとフランク王国が確立される以前には考えられません。この最初のフランク王国の確立は、それを430年代初頭に位置づけ、フランク人クロディオに帰するのに十分な理由があります。私はクロディオをクロヴィスの曾祖父と考えています⁸⁷。

クロディオについては、同時代証言は一点しか残っていません。詩人シドニウス・アポリナリスによるアルトワ平原における戦いの言及であり、この戦いで彼はローマの將軍アエティウスに敗北したのです。したがって、彼の治世について書きうることは、大部分が仮説的になります。5世紀の出来事はガリア北部を無傷に残すことはありませんでした。407年1月1日の前夜(?)におけるスエヴィ、アラン、ヴァンダル人のライン渡河に続いて、將軍コンスタンティヌス（407～411年）とヨヴィヌス（411～413年）が続けざまに篡奪皇帝となりました。以前と同じままであったのは何ひとつなかったでしょう。当時、蛮族——ライン中流地域のフランク族とブルグンド族、アキテーヌの西ゴート族——に認められた譲歩は、欲望を駆り立てました。租税制度の衰退は、軍隊への定期的な物資供給と彼らへの報酬の支払いを妨げることになりました。こうしたコンテキストにおいて、ガリア北部の境界地帯にいたフランク人ラエティが、自ら運命を切り開こうとしたとして、それに驚く必要があるのでしょうか。彼らの一人、ローマ補助軍の将校たるクロディオは、ラエティの共同体ならびにトンヘレンとアラスの間にいた駐屯部隊の一部と連合したものと思われます。

いくつかの手がかりは、二段階の膨張という見方に説得力を与えてくれます。まず430年頃です。ノリウムからヒスパニアまで続けざまにいくつかの戦線への介入を要請されたアエティウスは、戦争の女神が彼に微笑んだところでさえ、それ以前の状況を再建することはできなくなっていました。その頃クロディオとその配下の者たちは、エスコール流域を中心として、おそらく西はブーロネ地方とアルトワ地方、南ではバヴェ＝ケルン街道、東はケンペン地方を境界とする地域において支配を固めたものと思われます。クロディオはおそらく、ローマに対しては同盟（*foedus*）を結ぶことで、フランク人戦士に対しては息子クロドバウデスを、古きフランク王家たる「メロヴィング家」*Merowingi* 出身の娘ゲニルディスと結婚させることで、その新たな権力を強化しようと努めました。彼をローマに結びつけていた同盟を、445年と450年の間、おそらく445年か446年に解消したクロディオは、アルトワ地方とカンブレジ地方とを奪いました。まもなくアエティウスに敗れた彼は、おそらく、語の二重の意味での *retraite*、すなわち退却と引退とを余儀なくされました。フランク人はカタラウヌムの野でアエティウスの傍らでアッティラと戦いましたが（451年6月）⁸⁸、後の時代の史料も含めて、いかなるテキストもこの有名な戦いに、彼の名やその息子クロドバウデスの名前を結びつけていません。そして、彼の孫キルデリクが同時代の年代記史料に現れるのは、ようやくそのおよそ12年後のことです。

この間に何が生じたのでしょうか。キルデリクの青年期は伝説に包まれています。435年頃生まれたキルデリクは、8年近く（450年頃～457年もしくは458年？）のあいだ追放されていたとされています。「サリ」フランク人はローマ社会の代表者たち、アエティウス（454年死去）、その後継者アエギディウス（464年もしくは465年死去）、続いて伯パウルス（469年死去？）に対して忠誠を保持していたように思われます。フランク軍はおそらく458年にリヨンでアエギディウスの指揮のもとブルグンド族に対して戦い⁸⁹、キルデリク

87 続く部分についてさらに詳しくは、印刷中の拙稿、*Le sang de Méroée — « préhistoire » de la dynastie et du royaume mérovingiens* を参照されたい。

88 IORDANES, *Getica*, 191 et 217, éd. Th. MOMMSEN, Berlin, 1882 (M.G.H. Scriptores, Auctores antiquissimi, V/1), p. 108 et 113.

89 Cf. A. LOYEN, *Recherches historiques sur les panégyriques*, p. 82–83 (SIDONIUS APOLLINARIS, *Carm.* V, vers 564–573 に関する註解を

はオルレアンで西ゴート族に対して（463年）、アンジェでサクソン族に対して戦っています（469年か）⁹⁰……。けれども、アエティウスの死と続く「ガリア軍司令官」magister militum Galliarum 職の分裂（461年）ののち、ローマ当局の弱体化は著しく、以後フランク族は思うままに征服地域を統治できる状態になっていました。ブルグンド、アラン、西ゴート人がローマ人の「土地所有者」possessores に課したそれと比較できる土地の分割の痕跡は残っていないし、フランク人とローマ人の結婚が法で禁止された証拠も残っていませんが⁹¹、それを妨げるものが何もなく、誰も妨げ得なかったであろうことは明らかです。シドニウス・アポリナリスが、トレヴェリの伯に対して「ローマ法は帝国の辺境では滅びた」⁹²と喚起したのには、おそらく根拠があったのです。476年にロムルス・アウグストゥルスが廃位されたのち、キルデリクはイタリア王オドアケルと同盟を結び、彼とともにアラマン人を攻撃しました⁹³。息子クロヴィスが481年か482年に王としてその後を継いだとき、グレゴリウスが伝えるところでは、彼は15歳になるかどうかでした。数年後、フランク王たちの連合⁹⁴のトップに立ったクロヴィスは、キルデリクのかつての同盟者アエギディウスの息子かつ後継者であるシャグリュウスに戦いを挑み、おそらくソム川からセヌ川まで広がっていた、かりそめのソワソン「王国」を征服しました⁹⁵。

クロヴィスの治世を際立たせる征服戦争とともに、また彼のカトリックへの改宗とともに、王国統治は大きな変化を経験しました。それは単に程度の問題ではありません。クロヴィスは誰もが認める長となり⁹⁶、彼の臣民たちは、もはや大半がフランク人や異教徒であったのではなく、「ローマ人」やキリスト教徒であり、以後教会がこの新たな国家の主要な支柱となります。教会はまさに、彼が取りしきり（彼は511年オルレアンの公会議を召集する）⁹⁷、彼が守る（507年の勅令）⁹⁸集団となるのです。ところで法典は、犠牲として捧げられる豚の窃盗に対して特定の処罰を規定しているのに対して、キリスト教の聖域や聖職者の保護は全く想定していません。また、6世紀初頭のブルグンド王国に見られるのと異なり、ラヒンブルゲンからなる在地のマッルスと国王裁判所との間に司法機関が存在した痕跡は全く見られません。サリカ法典の「王」rex が引き受けた事件——きわめて儀礼的な財産の移転手続き（46章6）、農民への「移住」migrare の許可（14

含む）。

90 GREGORIUS TURONENSIS, *Libri historiarum X*, II, 18, ed. cit. n. 82, p. 65（失われたアンジェの年代記に基づく）。Cf. M. ROUCHE, *Clovis*, Paris, 1996, p. 134–135, 186–187 ; K. F. WERNER, *Histoire de France. I : Les origines (avant l'an mil)*, Paris, 1984, p. 320–322.

91 一般的背景については、M. ROUCHE, *Clovis*, Paris, 1996, p. 130–142, 163–189 参照。この時期のゴート族とブルグンド族の統治については、遥かによく知られている。H. WOLFRAM, *Histoire des Goths*, Paris, 1990 (L'évolution de l'humanité) ; P. J. HEATHER, *Goths and Romans 332–489*, Oxford, 1991 ; ID., *Gens and regnum among the Ostrogoths*, in H.-W. GOETZ, J. JARNUT et W. POHL (éd.), *Regna and gentes*, p. 85–133 ; J. ARCE, *The enigmatic fifth century in Hispania : some historical problems*, *ibid.*, p. 135–159 ; I. N. WOOD, *Gentes, kings and kingdoms — the emergence of states : the kingdom of the Gibichungs*, *ibid.*, p. 243–269 ; J. FAVROD, *Histoire politique du royaume burgonde (443–534)*, Lausanne, 1997 (Bibliothèque historique vaudoise, 113).

92 SIDONIUS APOLLINARIS, *Epist.*, IV, 17, éd. et trad. A. LOYEN, *Sidoine Apollinaire, II : Lettres (livres I–V)*, Paris, 1970 (Coll. des universités de France), p. 149 : *etsi apud limitem Latina iura ceciderunt...* (ca. 470–477, peut-être en 476).

93 GREGORIUS TURONENSIS, *Libri historiarum X*, II, 19. この点は、K. F. WERNER, *Histoire de France...*（註90に引用）、p. 336によって論じられている。この出来事は大半の論者により476年以後とされているが、476年以前とするのは、F. STAAB, *Les royaumes francs au V^e siècle*, p. 562（473年頃）である。

94 そこには少なくともラグナカール王とカラリク王が含まれていた。Cf. GREGORIUS TURONENSIS, *Libri historiarum X*, II, 27 et 41.

95 シャグリュウスの「王国」に関する最新の見解は、P. MCGEORGE, *Late Roman Warlords*, Oxford, 2002, p. 71–164 である。

96 治世初頭において戦士に対する彼の権威と他のフランク人首長に対する優位は、確立されているには遠かった。それを証明するのは、ソワソンでの戦利品の分割のエピソードとこの戦いの際のカラリクの日和見的な態度である（クロヴィスは、彼にそれを償わせるのに20年以上も待つことになる）。

97 J. GAUDEMET et B. BASDEVANT, *Les canons des conciles mérovingiens...*（註61に引用）、p. 67–91. O. PONTAL, *Histoire des conciles mérovingiens*, Paris, 1989, p. 47–58. J. HEUCLIN, *Le concile d'Orléans de 511, un premier concordat ?*, in M. ROUCHE (dir.), *Clovis : histoire et mémoire*, t. I, Paris, 1997, p. 435–450.

98 現存する唯一のクロヴィスの勅令は、教会の保護を目的としている。刊本は、A. BORETIUS, *Capitularia regum Francorum*, t. I, Hanovre, 1883 (M.G.H. Legum sectio II), n° 1, p. 1–2. フランス語訳と注釈は、M. ROUCHE, *Clovis*, Paris, 1996, p. 440–446.

章4)——の性質そのものが、国王権力に、ほとんど「ローカルな」権力というイメージを与えます。いずれにせよ、このイメージは治世末期のクロヴィスの王国のような広大な王国にはそぐわないように思われます。この印象は、『協約』が言及する唯一の具体的な空間的な与件(シャルボニエールの森とリス川)⁹⁹によって強化されます。これらの手がかりは、ある程度までこの法典の地理的な射程を定めているのです。

要するに、手がかりの大半は6世紀とも、また430年以前の時期とも適合しないのです。とはいえ、486年シャグリュスの「王国」の征服に先立つクロヴィス治世初期にこの法典が作成された、あるいは少なくとも法典として編纂された可能性を完全に排除できるわけではありません。実際に、僅かな点を除いて、47章が定める空間や『協約』が証言する社会は、クロヴィスがなおその初期(481年もしくは482~486年)に治めていた空間や社会に対応していたはずだからです。しかし、きわめて若く戦争好きの王が、住民の慣習を法典としてまとめることに気を配ったとは、ほとんど考えられません。6世紀において、この偉大な征服者の記憶は、立法計画と結びつけられていませんでした¹⁰⁰。

テキスト層の範囲と年代を確定することの難しさ

こうした見通しにおいて、法典編纂はクロヴィス治世の開始(481年もしくは482年)以前に遡ることになります。法典は寄せ集めの文書でした。事実、『協約』には少なくとも二つの層を区分することができます。一つは、1~17、19~25、27~43章、もう一つは44~65章で、おそらくそこに18章(無罪者の弾訴に関連)と26章(不法な奴隷解放)を加えることができます。この区分は基本的に、古くからドイツの識者たちによって認められてきた立法措置の二つのカテゴリー、すなわち *Busstitel* (法宣示) と *Konstitutionen* (制定法) に対応しています¹⁰¹。

2~17、19~25、27~43章は、序文が予告している刑法典に対応しています。それらは体系的に重罪・軽罪(窃盗、殺人、傷害)を取り上げていて、それぞれに賠償額が定められています。次の例は、そうした型にはまった定式の代表です。「誰かが牡牛を盗んだ場合——マルベルクで *ohsino* と呼ばれる——、彼はカピターレとディラトゥラのほかに、1400デナリウスすなわち35ソリドゥス責あるものと判決せらるべし」*Si quis bouem furaverit, mallobergo ohsino sunt, MCCCC denarios qui faciunt solidos XXXV culpabilis iudicetur excepto capitale et dilatura* (3章7)。ただし、バイヤーレとネールゼンが11、12、25、40章について主張したように、数多くの章がより新しい時代に成立した可能性も排除できません¹⁰²。

18章、26章、44章から65章は文体と内容の面で、第一部と断絶しています¹⁰³。かなり詳しく述べられてい

99 39章2は、人が攫われ、奴隷として「海の彼方に」(*trans mare*) 売り飛ばされ、その後その正当な所有者から返還請求されることを想定している。この事例は、I. N. WOOD, *Roman law in the barbarian kingdoms...* (註39に引用), p. 7の主張(「この規定が481年のクロヴィス即位以前に定められたと想定するのは困難であろう」)に反して、『協約』の年代確定にはほとんど役に立たない。この条項は、I. N. WOOD, *The Code in Merovingian Gaul...* (註39に引用), p. 175, n. 137によればローマ起源である。「平和協約」(524年頃~555年)による、窃盗の嫌疑をかけられた奴隷に対する神判の法定期限の修正は、法典編纂時の王国面積が小さかったとする見方に有利である。期限は7日と7日(40章8)から、20日と20日(82章1)に延ばされている。

100 とりわけトゥールのグレゴリウスは、『歴史』第2書の大部分をクロヴィスの治世に割り、同時代のブルグンド王グンドバドの立法作品を忘れずに言及している(2書33)のに対して、その立法活動について一言も触れていない。グレゴリウスがブルグンディアに親戚を有していることは確かだが。

101 Cf. F. BEYERLE, *Über Normtypen und Erweiterungen der Lex Salica*, in *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germanistische Abteilung*, 44 (1924), p. 216–261, とくに p. 225.

102 F. BEYERLE, *Über Normtypen...*, p. 230 sq.; H. NEHLSSEN, *Sklavenrecht zwischen Antike und Mittelalter...* (註13に引用), p. 302 sq., 315–317, 324–328, 345–352. ネールゼンはとりわけ、第40章で取り上げられている諸規定の核心部分がクロタール2世治下の596~629年に遡ることを証明しようと試みた(H. NEHLSSEN, *Sklavenrecht zwischen Antike und Mittelalter...*, p. 345–352)。

103 これについては特に、É. MAGNOU-NORTIER, *Remarques sur la genèse du Pactus Legis Salicae et sur le privilège d'immunité (IV^e–VII^e siècles)*, in M. ROUCHE (dir.), *Clovis : histoire et mémoire*, t. I, Paris, 1997, p. 495–538 (p. 496–499).

るこれらの章は、手続きの問題¹⁰⁴に多くを割き、窃盗や殺人をほとんど取り上げておらず¹⁰⁵、初めてグラフィオやサケバロのような国王役人に言及していて、これら役人はより高い贖罪金で保護されています。したがって、詳述されている手続きのいくつかがアルカイックな特徴をとどめているにもかかわらず、これらの章の成立はより新しいはずです。

現在われわれが有する知識に照らして、『協約』の原初の中核部分をなす刑罰規定の総体の年代を画定したり、正確にその境界を定めるのは可能とは思われません。その内容の豊かさ¹⁰⁶や体系的な性格に鑑みて、いくつかはそれ以前に文字化されていて、いくつかは口承で伝えられてきた立法規定を編纂したものとみなさなければなりません。

この編纂作業は、アルモリカのブルトン人の古法と同時代ではないでしょうか。両者はその内容によっても簡潔な文体によってもきわめて似通っています。長い間ウェールズの贖罪規定書と見なされてきたブルトン人の古法¹⁰⁷は、ほぼ確実に、アルモリカに定着したブリトン人住民（カレドニア人かアイルランド人）のために445年に作成されました。444年頃、ローマ軍にエリート兵士団を提供していたこれら住民が反乱を起こしました。ローマの他の補助軍とともに、彼らはガリア農民と結合して、あらたなバガウダエを形成しました。アエティウス頌詩の中でメロバウデスは、単にこのローマ人将軍の最終的な勝利を祝すのみでなく、また彼の和解政策を称え、平和を目指した立法活動を褒めそやしています。当時公布された法は、とりわけ慣習となっていた武力による復讐を禁じ、軍人と市民との諸関係を規制し、脱税、殺人、姦通、窃盗、不法な放牧を罰するものでした。そのもととのヴァージョンにおいて、この古法は59条を含んでいたはずであり、うち21の条項は人に対する違反行為に、14の条項は窃盗に関連しています¹⁰⁸。『サリカ法協約』は、「ウィクス・ヘレナ」 Vicus Helena でのクロディオに対するアエティウスの勝利（445年もしくは446年？）の後、そのフランク人兵士がローマ軍の補助軍の列に再統合された後に、同様の状況で成立したのかもしれませんが。しかし、いくつかの規定はより古く、この地域においてフランク族が初めて支配を確立した時期である430年代初頭に遡る可能性もあります。

もう一つ重視しなければならない時期は、450年代です。いくつかの一致する手がかりによると、若きキルデリクは450年に中央ヨーロッパに追放され、アッティラのもとで、つづいてそのチューリッゲン人の取り巻きのもとで生活したとされています。この追放期間のあいだ、「サリ」フランク族は少なくとも軍事面で、アエティウス、ついでアエギディウスに率いられたとされています¹⁰⁹。これら三つの想定可能な「時期」それぞれに関して、名前を挙げての王への言及の欠如は、完璧にコンテキストに適合しています。ゲルマン「王たち」の司法上・立法上の特権は、この時期になって初めて発展したからです¹¹⁰。

おそらく『協約』は、もともとフランク人和其他の「サリ」salici 蛮族のみを対象としていました。この最

104 手続きの問題に多くを割いている章は、*Pactus*, XLIV–XLVII, L, LII–LIII, LVI–LVIII, LX, LXII である。

105 主な例外は、以下の章である。XXXV, LXI (窃盗に関する), LIV et LXIII (殺人)。

106 『協約』のこの部分は、現存する状態において総計319条となる。これは最初の編纂よりもかなり後の時代の状態であり（下記参照）、原初の中核部分への数多くの付加を含むことがかなり確実であるので（数多くの条項は1つか複数の写本に欠けているが、そこから自動的にそれらの条項が核となる原初テキストに欠けていたと想定することはできない）、この数字はより少なく考える必要がある。だが、この数字は『協約』の原初テキストの豊かさを示しているように思われる（たとえば、59条からなるブルトン人の古法と比較されたい）。

107 *Canones Wallici [A]*, éd. et trad. L. BIELER, *The Irish Penitentials*, Dublin, 1963 (Scriptores Latini Hiberniae, 5), p. 136–149.

108 ブルトン人の古法については、L. FLEURIOT, *Un fragment en latin de très anciennes lois bretonnes armoricaines du VI^e siècle*, in *Annales de Bretagne*, 78 (1971), p. 601–660, et surtout S. KERNEIS, *L'ancienne loi des Bretons d'Armorique. Contribution à l'étude du droit vulgaire*, in *Revue historique de droit français et étranger*, 73 (1995), p. 175–199 ; ID., « Morte moriatur ». *La peine capitale chez les Bretons d'Armorique à la fin de l'Antiquité*, *ibid.*, 79 (2001), p. 331–345.

109 キルデリクの青年期についてのこれらの仮説は、ここで提示できないほど厚みのある議論を必要としよう。それについては、近く « Le roman de Childéric » において取り上げる予定である。

110 P. WORMALD, *Lex scripta and Verbum regis...* (註28に引用), p. 136–138.

初の立法措置の部分は続いて、新たな事案やそれまでなおざりにされてきた事案を考慮に入れたり、その射程を新たな住民、とりわけ第二ベルギカ州の北部に住み、フランク族の支配下に移ったローマ人にまで広げることによって、状況に適合させられ、内容豊かになったと思われます。

原初の中核部分にもたらされたこれらの変容はおそらく、「第二層」に属する条項、すなわち大ざっぱに言って44章から65章の文字化と同じ時期に生じました。『協約』のこの部分の成立が、キルデリクの治世(458年?~481年もしくは482年)、しかもおそらくその治世初期に遡ることは、かなり蓋然的です。そうすることによってキルデリクは、追放から帰還して——追放が現実になされたとして——、人心を鎮撫しようと努めたものと思われます。加えて、王に認められた役割、国王役人の占める位置の重要性、王の財産と王の「家」に属する人々に与えられた保護は、すでに王権が堅固になっていたとする見方に有利です¹¹¹。これらの条項の付加は、すでに書き留められていた措置¹¹²を現状にあわせる作業——上で指摘した——、そしておそらく全体を法典の形に再編する作業と歩調をあわせていたはずで、したがって、法典編纂は、西ゴート王国でエウリック(466~484年)が企てた試みと同時代ということになるでしょう。この法典化は、エウリックのそれと同じく、すべての臣民、すなわち「ローマ人」と「蛮族」に関わっていました¹¹³。

最初の法典編纂がクローヴィスの治世以前に遡るとしても、『協約』の知られる多様なバージョンの基となったテキストは、明らかにそうではありません。エックハルトや彼以前の研究者たちが考えたように¹¹⁴、多様な写本伝承、少なくともその大部分の共通の起源となったのはおそらく、この王の存命中に発布された法典です。早くもこの時期から尊ぶに値すると見なされたと思われる——その結果として修正を加えるのが困難となった——この法テキストは、以後単なる「手直し」の対象となったのでしょう。すなわち、重要なところは何一つ削除しないように気を配りながら、より正確にしたり現状にあわせたりしたのです。そうした例として、国庫(44章12、56章6、60章3)¹¹⁵や葡萄畑(27章19)の言及、トゥングヌスからケンテナリウスへの交代や、さらにはデナリウス(銀貨)による科料計算からソリドゥス(金貨)への換算¹¹⁶などを挙げることができます。

上述したようなサリカ法典の生成は、一連の仮説を織りあわせたものという不愉快な印象を与えます。実際に、それは基本的に推測に基づいています。優れた専門家たちがかつて提示した見解は、ここで行った再構成と相容れません。ブルンナー¹¹⁷(1906年)以来、彼らの大多数は、とりわけ47章におけるロワール川の言及を根拠として、クローヴィス治世末期の成立という見解に賛同しました¹¹⁸。けれども彼らはあまりにしばしば、多様な伝来形態を示し、しかも後の時代からの写本で伝わるこの史料を、6世紀初頭に一気に作成

111 この問題については、SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica* (註1に引用), col. 1956–1958も読むこと。

112 とくに、王の財産の保護を目的とした条項の加筆 (ex. *Pactus*, XIV, 4, XXV, 2, XXXII, 5, XXXVIII, 4)。

113 Cf. P. WORMALD, *The Leges Barbarorum...* (註28に引用), p. 24–28は、東ゴート、西ゴート、ブルグンドの君主たちが早くに、ゲルマン人とローマ人とが一体をなした住民全体のために法を制定しようと努めたと考えている。エウリック王法典については、註42、66参照。

114 K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, I [1954], p. 177–207.

115 こうした見通しにおいて、国庫への言及は、なお作動していたローマの国家装置の歯車をゲルマン王権が完全に自分のものとしたことを明らかにしよう。56章6で有罪宣告を受けた犯人の財産の受取手として国庫が挙げられているが、この言及は編者によって最古かつ最も信頼できると見なされている写本系統Aに見られないことを指摘しておこう。*Pactus legis Salicae*, éd. K. A. ECKHARDT [1962], p. 212–213.

116 犯罪に対する贖罪金は一貫して次の定式で表現されている。*N denarii, qui faciunt solidos N/40*。言い換えれば、1/40ソリドゥスに相当するデナリウス貨で表されているのである。この比率については、註41で引いた Grierson と Blackburn の研究を読みたい。

117 H. BRUNNER, *Deutsche Rechtsgeschichte*, t. I, 2^e éd., Leipzig, 1906, p. 437.

118 この問題については、R. SCHMIDT-WIEGAND, *Untersuchungen zur Entstehung der Lex Salica* (註3に引用), p. 10–16, et de K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, I [1954], p. 202–207の整理を読むこと。

された一枚岩のテキストとして取り上げてきたのではないのでしょうか。彼らの目からすれば、諸ヴァージョンの相違は、クローヴィスの後継者たちが行った修正に由来することがもっともに思われました。こうした修正が行われたのを否定することが問題なのではありません。それは、詳細について¹¹⁹議論する余地があるとしても、エックハルトによって十分に確証されているからです¹²⁰。重要なのは、クローヴィスによってなされたかも知れない公布「以前の」、すなわち法典編纂そのもの「以前の」このテキストの十分に理解されていない歴史に、また7世紀初頭の『リプアリア法典』成立以前のアウストラシアとなるべき地域において流通していたであろうヴァージョンがおそらく失われてしまったことに注意を向けることです。この観点からすれば、人類の偉大なる宗教テキストに関する文献学者の研究——たとえばクールアンの生成についてのクリストフ・ルクセンベルクのそれ¹²¹——が、中世史家に新たな展望を開いてくれます。『協約』にすでにクローヴィスの治世末期よりも前に遡る複数のテキスト層が存在することは、とりわけポリーとマニュー＝ノルティエによって強調されていますが¹²²、その大部分は法典化の際になされた全体の再構成と部分的な書き直しによって隠されてしまっているのです。それゆえに、この事実について絶対的な確証を提示することは可能ではありません。

とはいえ、われわれが到達した結論は、テキスト・データの分析、手がかりの選別と再編成、それら一つひとつを再検討し、他の史料から知られる社会的、制度的、政治的コンテキストと向き合わせる作業に、そしてそれなりに数多く相容れない諸要素が存在することの確認に基づいています。こうした諸要素は、アルカイックな慣習の存続だけでは説明がつきません。明らかに、より古い時代の立法措置がそこに組み入れられ得たとしても、『協約』のデータの多くは、クロディオによる第二ベルギカ州北部の征服以前の状況とも、クローヴィス治世末期（507～511年）とも折り合いがつかないように思われます。それらは当時、すでに部分的に廃れ、時代に適合しなくなっていました。

もちろん、ここで提示された諸仮説は深められ、ニュアンスを与えられ、ことによっては訂正されなければならないでしょう。それらがサリカ法典のテキストをよりいっそうの注意を持って使用するように中世史家を導き、その生成について新たな研究を呼び起こすことができるとすれば、無駄ではなかったことになるでしょう。

(加納 修 訳)

119 Cf. R. SCHMIDT-WIEGAND, *Die kritische Ausgabe der Lex Salica...* (註5に引用); A. C. MURRAY, *Germanic kinship structure...* (註8に引用), とくに p. 126–127.

120 K. A. ECKHARDT, *Pactus legis Salicae*, I [1954], notamment p. 207–218.

121 この作品は論争を巻き起こしたが、刺激を与えてくれる。Ch. LUXENBERG, *Die syro-aramäische Lesart des Koran. Ein Beitrag zur Entschlüsselung der Koransprache*, Berlin, 2000.

122 J.-P. POLY, *La corde au cou...* (註10に引用), p. 292–296; É. MAGNOU-NORTIER, *Remarques sur la genèse...* (註103に引用), p. 496–502. R. SCHMIDT-WIEGAND, *Lex Salica* (註1に引用), col. 1954–1956もまた、刑罰措置のカatalogの一部が根本において(「ザッハリッヒに見て」)クローヴィスの治世以前に遡るとする仮説を認めていた。